

# 官報

号 外  
国会会議録

令和七年十二月十七日

## ○第二百十九回 衆議院会議録 第九号(一)

令和七年十二月十七日(水曜日)

午後一時 本会議

### ○本日の会議に付した案件

法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願外七十二請願

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外六特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

議院運営委員会から申出の、委員会において議案を閉会中審査するの件(議長発議)  
法制局長の辞任承認の件  
法制局長の任命承認の件

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○小寺裕雄君 請願上程に関する緊急動議を提出いたします。

本日委員会の審査を終了した法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願外七十二請願を一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

(請願の件名は本号(一)末尾に掲載)

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願

外七十二請願

○議長(額賀福志郎君) 法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願外七十二請願を一括して議題といたします。

(報告書は会議録追録に掲載)

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する件

○議長(額賀福志郎君) 各請願は委員長長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外六特別委員会から、閉会中審査をいたしたいとの申出があります。

(閉会中審査案件は本号(一)末尾に掲載)

○議長(額賀福志郎君) 各委員会から申出のあった案件中、まず、総務委員会から申出の郵政民営化法等の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、国土交通委員会から申出のライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、内閣委員会から申出の我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案及びインテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、法務委員会から申出の第二百十七回国会、黒岩宇洋君外五名提出、民法の一部を改正する法律案、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案、第二百十七回国会、円より子君外四名提出、民法の一部を改正する法律案、第二百十七回国会、大河原まさこ君外七名提出、民法の一部を改正する法律案及び性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、財務金融委員会から申出の飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案、文部科学委員会から申出の障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案、厚生労働委員会から申出の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案、経済産業委員会から申出の令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、政治改革に関する特別委員会から申出の政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に関する措置に関する法律案は、各委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申出のとおり閉会中審査をするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員会の閉会中審査

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一) 法制局長の辞任承認の件 法制局長の任命承認の件 会期終了の議長の挨拶 請願

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

いまだ委員会に付託されていない議案につきまして、議院運営委員会から、所管の委員会において閉会中審査をされたいとの申出があります。

(議院運営委員会申出の委員会閉会中審査議案は本号(一)末尾に掲載)

○議長(額賀福志郎君) 議院運営委員会の申出のとおり、加藤勝信君外九名提出、衆議院議員の定数削減等に関する法律案は、政治改革に関する特別委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

法制局長の辞任承認の件

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

法制局長橘幸信君から、法制局長を辞任いたしたいとの申出があります。これを承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決まりました。

法制局長の任命承認の件

○議長(額賀福志郎君) つきましては、法制局長に笠井真一君を議長において任命したいと存じます。これを御承認願いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決まりました。

○議長(額賀福志郎君) 諸君、第二百十九回国会は本日をもって終了いたします。

諸君は、当面する内外の重要問題について、終始、熱心な審議を重ねられました。ここに、その御労苦に対し、深く敬意を表します。

これから多忙な年末年始を迎えますが、諸君におかれましては、御自愛の上、一層御活躍あらんことを願つてやみません。

○議長(額賀福志郎君) これにて散会いたします。午後一時十分散会

請願

(法務委員会)

- 一 法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願(篠田奈保子君紹介)(第三五〇号)
- 二 同(有田芳生君紹介)(第三九二号)
- 三 同(寺田学君紹介)(第三九三号)

- 四 同(森英介君紹介)(第三九四号)
- 五 同(鎌田さゆり君紹介)(第四七一七号)
- 六 同(黒岩宇洋君紹介)(第四七二二号)
- 七 同(松下玲子君紹介)(第四七三三三号)
- 八 同(本村伸子君紹介)(第四七四四号)
- 九 同(米山隆一君紹介)(第四七五五号)
- 一〇 同(赤嶺政賢君紹介)(第五六八八号)
- 一一 同(志位和夫君紹介)(第五六九九号)
- 一二 同(塩川鉄也君紹介)(第五七〇〇号)
- 一三 同(柴田勝之君紹介)(第五七一七号)
- 一四 同(辰巳孝太郎君紹介)(第五七二二二号)
- 一五 同(田村貴昭君紹介)(第五七三三三号)
- 一六 同(田村智子君紹介)(第五七四四四号)
- 一七 同(藤原規真君紹介)(第五七五五五号)
- 一八 同(堀川あきこ君紹介)(第五七六六六号)
- 一九 同(円より子君紹介)(第五七七七号)
- 二〇 同(本村伸子君紹介)(第五七八八号)
- 二一 同(本村伸子君紹介)(第五七九七号)
- (厚生労働委員会)
- 一 介護支援専門員・相談支援専門員への処遇改善に関する請願(田畑裕明君紹介)(第三六二二二号)
- 二 筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を求めることに関する請願(有田芳生君紹介)(第三六三三三三号)
- 三 同(市來伴子君紹介)(第三六四四四四号)
- 四 同(奥野総一郎君紹介)(第三六五五五五号)
- 五 同(黒岩宇洋君紹介)(第三六六六六六号)
- 六 同(下塚みつ君紹介)(第三六七七七七号)
- 七 同(福田昭夫君紹介)(第三六八八八八号)
- 八 同(八幡愛君紹介)(第三六九九九九号)
- 九 同(笠浩史君紹介)(第三七〇〇〇号)
- 一〇 同(井出庸生君紹介)(第四三〇〇〇号)

- 一一 同(浦野靖人君紹介)(第四三一一一)
- 一二 同(大河原まさこ君紹介)(第四三二二二)
- 一三 同(逢坂誠二君紹介)(第四三三三三)
- 一四 同(海江田万里君紹介)(第四三四四四)
- 一五 同(金子恵美君紹介)(第四三五五五)
- 一六 同(神谷裕君紹介)(第四三六六六)
- 一七 同(菊田真紀子君紹介)(第四三七七七)
- 一八 同(輿水恵一君紹介)(第四三八八八)
- 一九 同(小宮山泰子君紹介)(第四三九九九)
- 二〇 同(田嶋要君紹介)(第四四〇〇〇)
- 二一 同(田畑裕明君紹介)(第四四一一一)
- 二二 同(田村智子君紹介)(第四四二二二)
- 二三 同(津村啓介君紹介)(第四四三三三)
- 二四 同(中川宏昌君紹介)(第四四四四四)
- 二五 同(西村智奈美君紹介)(第四四五五五)
- 二六 同(平岩征樹君紹介)(第四四六六六)
- 二七 同(道下大樹君紹介)(第四四七七七)
- 二八 同(宮川伸君紹介)(第四四八八八)
- 二九 国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願(村岡敏英君紹介)(第五一一三三)
- 三〇 筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を求めることに関する請願(梅谷守君紹介)(第五三〇〇)
- 三一 同(尾辻かな子君紹介)(第五三一一一)
- 三二 同(神津たけし君紹介)(第五三二二二)
- 三三 同(篠原豪君紹介)(第五三三三三)
- 三四 同(谷田川元君紹介)(第五三四四四)
- 三五 同(山花郁夫君紹介)(第五三五五五)
- 三六 同(赤嶺政賢君紹介)(第五三六六六)
- 三七 同(井坂信彦君紹介)(第五三七七七)
- 三八 同(柴田勝之君紹介)(第五三八八八)
- 三九 同(末松義規君紹介)(第五三九九九)

- 四〇 同野田聖子君紹介(第六二四号)
- 四一 同馬場伸幸君紹介(第六二五号)
- 四二 同(山井和則君紹介(第六二六号)
- 四三 同(田村貴昭君紹介(第六九〇号)
- 四四 同(船田元君紹介(第六九一号)
- 四五 同(浅野哲君紹介(第七六一号)
- 四六 同(阿部知子君紹介(第七六二号)
- 四七 同(佐藤英道君紹介(第七六三号)
- 四八 同(星野剛士君紹介(第七六四号)
- 四九 同(森山浩行君紹介(第七六五号)
- 五〇 同(早稲田ゆき君紹介(第七六六号)
- 五一 同(篠田奈保子君紹介(第七九四号)
- 五二 同(柚木道義君紹介(第七九五号)

議院運営委員会申出の委員会閉会中審査議案  
衆議院議員の定数削減等に関する法律案(加藤勝信君外九名提出)

政治改革に関する特別委員会

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号)
- 二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十七回国会衆法第三一号)
- 三、国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四三三号)

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

- 四、国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四四号)
- 五、公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四五号)
- 六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出、第二百十七回国会衆法第六〇号)
- 七、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外一名提出、衆法第六号)
- 八、盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一六号)
- 九、内閣の重要政策に関する件
- 一〇、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
- 一一、栄典及び公式制度に関する件
- 一二、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
- 一三、国民生活の安定及び向上に関する件
- 一四、警察に関する件

総務委員会

- 一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出、第二百十七回国会衆法第一二二号)
- 二、地方税法の一部を改正する法律案(吉川元君外六名提出、第二百十七回国会衆法第二七号)
- 三、地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四六号)

議院運営委員会申出の委員会閉会中審査議案 各委員会閉会中審査申出案件

- 四、地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四七号)
- 五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外四名提出、第二百十七回国会衆法第五八号)
- 六、自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(向山好一君外一名提出、衆法第三号)
- 七、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
- 八、地方自治及び地方税財政に関する件
- 九、情報通信及び電波に関する件
- 一〇、郵政事業に関する件
- 一一、消防に関する件

法務委員会

- 一、民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出、第二百十七回国会衆法第二九号)
- 二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名提出、第二百十七回国会衆法第三〇号)
- 三、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出、第二百十七回国会衆法第三二二号)
- 四、民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名提出、第二百十七回国会衆法第三五号)
- 五、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十八名提出、第二百十七回国会衆法第六一号)

- 六、民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六四号)
- 七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六五号)
- 八、刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(酒井なつみ君外九名提出、衆法第一二二号)
- 九、裁判所の司法行政に関する件
- 一〇、法務行政及び検察行政に関する件
- 一一、国内治安に関する件
- 一二、人権擁護に関する件

外務委員会

- 一、国際情勢に関する件
- 財務金融委員会
- 一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一号)
- 二、財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一七号)
- 三、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十七回国会衆法第二三三号)
- 四、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十七回国会衆法第二五五号)

五、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出、第二百十七回国会衆法第五二号)

六、飲食料品に係る消費税の税率を引き下げ、零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案(吉田はるみ君外四名提出、衆法第一号)

七、自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第四号)

八、財政に関する件

九、税制に関する件

一〇、関税に関する件

一一、外国為替に関する件

一二、国有財産に関する件

一三、たばこ事業及び塩事業に関する件

一四、印刷事業に関する件

一五、造幣事業に関する件

一六、金融に関する件

一七、証券取引に関する件

文部科学委員会

一、学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号)

二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六号)

三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、第二百十七回国会衆法第七号)

四、障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外一名提出、衆法第一七号)

五、文部科学行政の基本施策に関する件

六、生涯学習に関する件

七、学校教育に関する件

八、科学技術及び学術の振興に関する件

九、科学技術の研究開発に関する件

一〇、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会

一、就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外五名提出、第二百十五回国会衆法第二号)

二、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一九号)

三、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外九名提出、第二百十六回国会衆法第二三三号)

四、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(中島克仁君外十二名提出、第二百十七回国会衆法第一号)

五、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(井坂信彦君外十二名提出、第二百十七回国会衆法第二二二号)

六、健康保険法等の一部を改正する法律案(中島克仁君外十名提出、第二百十七回国会衆法第八号)

七、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外十名提出、衆法第九号)

八、厚生労働関係の基本施策に関する件

九、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

一〇、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出、第二百十七回国会衆法第三八号)

二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出、第二百十七回国会衆法第三九号)

三、農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名提出、第二百十七回国会衆法第四〇号)

四、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名提出、第二百十七回国会衆法第四一四号)

五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出、第二百十七回国会衆法第四二二号)

六、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六二七号)

七、農林水産関係の基本施策に関する件

八、食料の安定供給に関する件

九、農林水産業の発展に関する件

一〇、農林漁業者の福祉に関する件

一一、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会

一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギーに電気に係る賦課金の請求が行われないうようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、第二百十六回国会衆法第五五号)

二、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(階猛君外六名提出、第二百十七回国会衆法第一一七号)

三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十八名提出、第二百十七回国会衆法第五四四号)

四、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(米山隆一君外七名提出、衆法第一八号)

五、経済産業の基本施策に関する件

六、資源エネルギーに関する件

七、特許に関する件

八、中小企業に関する件

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一〇、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件

国土交通委員会

一、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁土君外二名提出、第二百十七回国会衆法第二四四号)

二、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出、第二百十七回国会衆法第六三三号)

三、国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案(黒岩宇洋君外八名提出、衆法第七号)

四、非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(鳩山紀一郎君外一名提出、衆法第一三三号)

五、運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(橘慶一郎君外八名提出、衆法第一九号)

六、国土交通行政の基本施策に関する件

七、国土計画、土地及び水資源に関する件

八、都市計画、建築及び地域整備に関する件

九、河川、道路、港湾及び住宅に関する件

一〇、陸運、海運、航空及び観光に関する件

一一、北海道開発に関する件

一二、気象及び海上保安に関する件

環境委員会

一、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名提出、第二百十七回国会衆法第六六号)

二、環境の基本施策に関する件

三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件

四、循環型社会の形成に関する件

五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件

六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件

七、原子力の規制に関する件

八、公害紛争の処理に関する件

安全保障委員会

一、国の安全保障に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

決算行政監視委員会

一、令和五年度一般会計歳入歳出決算

令和五年度特別会計歳入歳出決算

令和五年度国税収納金整理資金受払計算書

令和五年度政府関係機関決算書

二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、令和六年度一般会計歳入歳出決算

令和六年度特別会計歳入歳出決算

令和六年度国税収納金整理資金受払計算書

令和六年度政府関係機関決算書

五、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

六、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

七、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるとの件)(第二百十七回国会、内閣提出)

八、令和六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるとの件)(第二百十七回国会、内閣提出)

九、令和六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるとの件)(第二百十七回国会、内閣提出)

一〇、歳入歳出の実況に関する件

一、国有財産の増減及び現況に関する件

二、政府関係機関の経理に関する件

三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

一五、行政監視に関する件

議院運営委員会

一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出、第二百十七回国会衆法第五一号)

二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二百十七回国会衆法第五九号)

三、衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、第二百十七回国会衆規第二号)

四、国会法等改正に関する件

五、議長よりの諮問事項

六、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二二号)

二、災害・防災に関する総合的な対策に関する件

政治改革に関する特別委員会

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外八名提出、第二百十六回国会衆法第九号)

二、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名提出、第二百十六回国会衆法第一二二号)

三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三三号)

四、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名提出、第二百十七回国会衆法第四号)

五、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名提出、第二百十七回国会衆法第五号)

六、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名提出、第二百十七回国会衆法第二二二号)

七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、第二百十七回国会衆法第五〇号)

八、政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出、第二百十七回国会衆法第五五号)

九、政治資金規正法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出、衆法第二二二号)

一〇、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外八名提出、衆法第八号)

一一、政治改革に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

各委員会閉会中審査申出案件

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一) 議長の報告

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件  
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出、第二百十七回国会衆法第二二二号)

二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十一名提出、第二百十七回国会衆法第五六号)

三、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十二名提出、第二百十七回国会衆法第五七号)

四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的対策に関する件

○議長報告

(通知書受領)

一、昨十六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和七年度一般会計補正予算(第一号) 令和七年度特別会計補正予算(特第一号)

一、昨十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

高次脳機能障害者支援法  
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律  
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

議長報告

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律  
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和六年度犯罪被害者等施策」に関する報告  
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書  
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書  
旧軍港市転換事業進捗状況報告書  
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書  
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書  
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書  
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書  
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書  
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書  
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書  
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書  
一、去る十二日、内閣を経由して日本銀行総裁植田和男君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書  
一、昨十六日、内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告書  
一、昨十六日、内閣を経由して総務大臣林芳正君から、次の報告書を受領した。

放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会令和六年度業務報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書  
一、今十七日、国と地方の協議の場議長木原稔君から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場(令和七年度第二回)における協議の概要に関する報告書  
(理事補欠選任)

一、今十七日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 辻 英之君(理事池田真紀君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 徳安 淳子君(理事阿部司君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 石井 智恵君(理事白木秀剛君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 井林 辰憲君(理事中西健治君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 武部 新君(理事田中良生君今十七日理事辞任につきその補欠)

理事 田畑 裕明君(理事星野剛士君今十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 補欠

平沼正二郎君 高見 康裕君  
橋本 幹彦君 岸田 光広君  
岸田 晃君 西園 勝秀君  
岸田 光広君 橋本 幹彦君  
高見 康裕君 平沼正二郎君  
西園 勝秀君 平林 晃君

総務委員 辞任 補欠

小林 史明君 西野 太亮君  
本田 太郎君 石橋林太郎君  
宮路 拓馬君 山本 大地君  
山 登志浩君 阿部祐美子君  
福田 玄君 菊池大二郎君

石橋林太郎君 小森 卓郎君  
西野 太亮君 土田 慎君  
小森 卓郎君 本田 太郎君  
土田 慎君 小林 史明君  
山本 大地君 宮路 拓馬君  
阿部祐美子君 山 登志浩君  
菊池大二郎君 福田 玄君

理事 徳安 淳子君(理事阿部司君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 辻 英之君(理事池田真紀君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 徳安 淳子君(理事阿部司君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 徳安 淳子君(理事阿部司君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 徳安 淳子君(理事阿部司君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 徳安 淳子君(理事阿部司君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)



(議案受領)

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。  
新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会の設置等に関する法律案

一、昨十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。  
政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案

(議案付託)

一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外一名提出、衆法第六号)

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第一六号)

以上二件 内閣委員会 付託

自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(向山好一君外一名提出、衆法第三号)

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

以上二件 総務委員会 付託

刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(酒井なつみ君外九名提出、衆法第一二号)

法務委員会 付託

飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案(吉田はるみ君外四名提出、衆法第一号)

自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第四号)

以上二件 財務金融委員会 付託

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外一名提出、衆法第一七号)

文部科学委員会 付託

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外十名提出、衆法第九号)

厚生労働委員会 付託

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(米山隆一君外七名提出、衆法第一八号)

経済産業委員会 付託

国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案(黒石宇洋君外八名提出、衆法第七号)

非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(鳩山紀一郎君外一名提出、衆法第一三三号)

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(橋慶一郎君外八名提出、衆法第一九号)

以上三件 国土交通委員会 付託

令和六年度一般会計歳入歳出決算

令和六年度特別会計歳入歳出決算

令和六年度国税収納金整理資金受払計算書

令和六年度政府関係機関決算書

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

決算行政監視委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

令和七年度一般会計補正予算(第一号)

令和七年度特別会計補正予算(特第一号)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(鳩山紀一郎君外一名提出)

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(田中健君外一名提出)

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外一名提出)

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(米山隆一君外七名提出)

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(橋慶一郎君外八名提出)

(議案通知書受領)

一、昨十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

高次脳機能障害者支援法案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和七年度一般会計補正予算(第一号)

令和七年度特別会計補正予算(特第一号)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖繩の自主性の尊重及び自立的発展と沖繩振興予算等現行の沖繩振興策の諸制度に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

ウオーターPPP等の推進における問題点に関する質問主意書(上村英明君提出)

永住者の在留資格の取消し等に関する質問主意書(上村英明君提出)

「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問主意書(上村英明君提出)

陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問主意書(飯口直人君提出)

地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問主意書(青山大人君提出)

教科書検定基準にある近隣諸国条項削除に関する質問主意書(竹上裕子君提出)

デジタル行政に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

キャッシュレス決済に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

WEB3時代の金融インフラに関する質問主意書(中谷一馬君提出)

偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問主意書(松原仁君提出)

中国への渡航危険情報の見直しに関する質問主意書(松原仁君提出)

中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問主意書(松原仁君提出)

香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問主意書(松原仁君提出)

ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問主意書(松原仁君提出)

法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問主意書(松原仁君提出)

領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問主意書(松原仁君提出)

成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問主意書(松原仁君提出)

成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問主意書(松原仁君提出)

成年後見制度における後見人の報酬決定の透明性の確保と財産権の保護に関する質問主意書(松原仁君提出)

「お米券」に関する質問主意書(河村たかし君提出)

国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問主意書(河村たかし君提出)

胎児と母体との関係に関する質問主意書(岡本充功君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

パレスチナ国家承認問題に関する質問主意書(飯口直人君提出)

科学技術関係予算に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

香害及び化学物質過敏症対策に関する質問主意書(飯口直人君提出)

中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかる議論に関する質問主意書(福田玄君提出)

中央社会保険医療協議会薬価専門部会における安川健司会長の見解に関する質問主意書(福田玄君提出)

古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問主意書(八幡愛君提出)

科学技術分野における国際協力に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問主意書(宮川伸君提出)

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関する不適切な文書管理案件に関する質問主意書(宮川伸君提出)

古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗君総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問主意書(たがや亮君提出)

学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問主意書(竹上裕子君提出)

新型コロナウイルスの安全性に関する質問主意書(大石あきこ君提出)

いわゆる電動キックボードの安全に関する質問主意書(松原仁君提出)

中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問主意書(松原仁君提出)

テラーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問主意書(松原仁君提出)

公道カートの集団走行に関する質問主意書(松原仁君提出)

高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問主意書(江田憲司君提出)

超大企業への不公平な優遇税制に関する質問主意書(江田憲司君提出)

外貨準備の為替差益(含み益)の国民への還元に関する質問主意書(江田憲司君提出)

日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問主意書(江田憲司君提出)

いわゆる「二億円の壁」に関する質問主意書(江田憲司君提出)

海洋の科学的調査等に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

いわゆる年収の壁に関する質問主意書(櫻井周君提出)

財政余力に関する質問主意書(櫻井周君提出)

物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問主意書(松尾明弘君提出)

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問主意書(櫛渕万里君提出)

旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問主意書(田村貴昭君提出)

年間最大八千億円超の残葉に関する質問主意書(長妻昭君提出)

持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問主意書(緑川貴士君提出)

出生費用の自己負担無償化に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)

専門的支援が必要な障害児等(医療的ケア児者)への支援に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)

アピアランスケアにかかる支援に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)

ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)

善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問主意書(橋本幹彦君提出)

中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問主意書(津村啓介君提出)

(答弁書受領) 一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田玄君提出トランプ大統領の最恵国薬価政策にかかる日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出旅費法改正の理念と実効性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之君提出政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出食品安全委員会事務局の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井崇志君提出スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問に対する答弁書

令和七年十二月一日提出 質問 第九八号

トランプ大統領の最恵国薬価政策にかかる日本政府の対応に関する質問主意書

提出者 福田 玄

トランプ大統領の最恵国薬価政策にかかる日本政府の対応に関する質問主意書

二〇二五年五月十二日、米国のトランプ大統領は、国内における処方薬の価格を他の先進諸国と同水準に引き下げることが目的とした最恵国薬価政策を発令し、世界の製薬企業に値引きを迫ったことは周知の事実であるが、我が国では久しくこの最恵国薬価政策への対策を求めるような発言はなかったと承知している。しかしながら、今秋に入り俄かに騒がしくなり、日本製薬工業協会の新専務理事に着任された吉田易範氏も日刊業紙の取材に応え、最恵国薬価政策に対する危機感を表

明したとのことである。吉田氏といえば、薬剤管理官を務めた薬価政策のプロであり、そのプロにして最恵国薬価政策への対応を誤るとドラッグラグ・ロスを助長するかのような発言をしていることを鑑みれば、そこに何らかの危機があるかのような不安を感じるもので以下に政府の見解を尋ねるものである。

一 トランプ大統領の最恵国薬価政策の契機となった高すぎる米国の医薬品の価格であるが、自由薬価制度が基本であり様々な割引が導入されている米国においてどの薬価を参照にしたのか定かではない。したがってそもそも論としてトランプ大統領の言うところの医薬品の価格比較の妥当性そのものが疑わしいといえるのはと懐疑的にみている。そこで政府に問うが、トランプ大統領が比較対象とした米国の医薬品の価格は、平均卸売価格、平均販売価格など色々ある価格帯のどれを用いているのか承知しているのか明らかにされたい。その上でトランプ大統領の指摘するように我が国の医薬品の価格は世界中でもっとも低価格であると認識しているのかも併せて明らかにされたい。

二 先の吉田氏のインタビューでは、我が国の薬価制度に欠陥があり、とくに特許期間中の薬価維持なくして日本市場の魅力は失われるかのような発言を吉田氏がしていると承知しているが、日本の薬価制度を作ってきた当人が厚生労働省を退職するや否や自らが推進してきた薬価政策を批判し、政策変更をしなければドラッグロスが起るなどと言ってメディアを扇動し、国を恫喝するなど看過し得ない。とはいえ、吉田氏のインタビュー記事を拝読するに、それは真に日本の製薬業界のことを思い発言してい

ると理解するので、この転向については耳を傾けるべきと得心するものとする。もちろん退官した官僚であっても当然に言論の自由は担保するべきものであると知はするものである。しかし、退官した官僚の発言については良識の範囲内であってほしいと願うものである。そこで厚生労働省に問うが、昨今、厚生労働省を退官し、民間コンサルなどに転職し、自らが推進してきた政策とは真逆のことを高らかに発言したり、公務員時代の倫理規範は忘れたかのような行動をするような元指定職の官僚がいることに鑑み、退職する官僚に対してマナー講座など退職後の身の振り方について教育するようなことはしているかどうかについて明らかにされたい。

三 右で吉田氏も危機感を表明しているドラッグラグ・ロスについて確認したい。十一月十八日、米国研究製薬工業協会のアルト・プーラ会長は、最恵国薬価政策によって日本の安い薬価が世界的な懸案事項になっていると指摘し、価格を下げ続ける政策により日本が投資対象として魅力を失っているという発言をしたという。プーラ氏は、「世界で承認された新薬の半分が、この十年間、日本で利用できていない」とも指摘して、日本市場の魅力が低下している根拠としているようである。もちろん日本で未承認の医薬品の中には、一刻も早く日本で上市を望まれる製品があることは否定し得ない事実であろう。しかし、世界で承認された新薬のすべてが日本の保健医療の状況に必要であったのかどうか不明確であり、また、承認された医薬品のすべてが必要な医薬品であったかどうかは判断し得ない。このような数字を根拠

にして、ドラッグラグ・ロスを扇動するグローバル企業の勝手な都合を勝手な根拠で塗り固めた「魅力なき日本市場」という趣旨の発言には違和感をおぼえるものである。そこで政府の見解を問うが、我が国の医薬品市場は魅力を失っているというは事実として甘受するべきなのだろうか。というのも、我が国の医薬品市場は医薬品販売承認後速やかに国内流通が確保され、国民皆保険と医療機関へのフリーアクセス保障によって医薬品アクセスは他国に比して恵まれすぎているくらいである。このような日本市場の現状を鑑みれば、日本市場ほど投資回収の予見性が高い国はないと考えるものであるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 日本は薬価制度が完璧であるとは考えてはいない。日本市場をさらに魅力あるものにするために、薬価制度を改編していくことは必要なことであると考えられるが、外国資本の企業が自社の利益を上げるために日本国民が支払うべき医薬品の価格に対し不当に値上げを求めることには、政府も毅然と対応するべきであると考えられる。とくに、外国の製薬団体などから我が国の医薬品市場に魅力がないなどと声高に叫ばれるのは、我が国を不当に貶められていることにつながるのではないかと強く危惧するものである。政府としてもこうした誹りをただ甘受するのではなく、しっかりと日本市場の魅力を取り戻すべきものであると考えるが、強い日本を取り戻すと力説される高市総理のご見解を明らかにされたい。

内閣衆質二一九第九八号

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員福田玄君提出トランプ大統領の最恵国薬価政策にかかる日本政府の対応に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員福田玄君提出トランプ大統領の最恵国薬価政策にかかる日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「平均卸売価格、平均販売価格など色々ある価格帯のどれを用いているのか」については「承知して」おらず、また、御指摘の「医薬品の価格」の高低については、「平均卸売価格、平均販売価格など色々ある価格帯のどれを用いるかなどにより異なることから、お尋ねの「低価格である」かどうかについて、一概に評価することは困難であると考えている。

二について

御指摘の「マナー講座など退職後の身の振り方について教育するようなこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のような「発言」や「行動」に関しては、お尋ねの厚生労働省においては、退職することとなる職員も含め、定期的な研修を行い、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第百条第一項の規定により、退職後も含め、職務上知ることのできた秘密を守る義務が課されていることについての周知は行っているところである。

三及び四について

御指摘の個別の「外国の製薬団体」の関係者等

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

議長報告

の「指摘」、「発言」等やこれらを前提としたお尋ねについて、政府として見解を述べるとは差し控えたいが、いずれにせよ、御指摘のように「我が国の医薬品市場」の「投資対象」としての「魅力」を高めるためにも、例えば、「令和六年度薬価制度改革の骨子」(令和五年十二月二十日中央社会保険医療協議会了解)において、「我が国の創薬力強化とともに、ドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスの解消を実現するため、革新的新薬のイノベーションの適切な評価を推進するための薬価上の措置を行う」とされたことを踏まえ、令和六年度薬価改定において、所要の措置を講じたところであり、また、令和八年度薬価改定に向けても、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において、「創薬力の強化とイノベーションの推進」の中で「国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価の実施」としたこと等を踏まえ、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえて適切に対応していくこととしている。さらに、「健康・医療戦略」(令和七年二月十八日閣議決定)において、「海外の製薬企業やVCを呼び込むためには、政府が医薬品産業・医療産業を成長産業ととらえ、我が国の基幹産業の一つとして創薬エコシステムの構築に向けた政策に継続的にコミットしていくことを国内外に示すことが必要である。このため、外資系の製薬企業・VCもメンバーとする官民協議会を設置し、創薬エコシステム育成の方針・課題・改善策等について、これらの企業の意見も踏まえて議論を進める。この官民協議会の参加企業・VCに対しては、国内での活動へのコミットメント(例えば投資、イ

ンキュベーション施設の設置、人材の定期的派遣等)を求め、我が国の創薬エコシステムに官民が協力する形を構築する。(中略)薬価制度や薬事制度を含む我が国の創薬関連施策の発信を行うこととしていることを踏まえ、必要な取組を進めているところである。

令和七年十二月二日提出  
質問 第九九号

児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問主意書

児童発達支援管理責任者(以下「児発管」という)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に基づく障害児通所支援事業において、個別支援計画の策定、モニタリング、支援内容の評価及び職員への指導等を担う中核的な専門職である。

しかしながら、現場からは、制度上の役割期待と実際の運用実態との間に大きな乖離があるとの指摘が相次いでいる。

すなわち、児発管が児童の様子を直接観察せずに個別支援計画を策定することは実務上困難である一方で、日常的に支援に従事すると、計画策定やモニタリングといった本来業務の遂行が難しくなる。このため多くの事業所では、数か月に一度、支援現場に入り、児童の様子を把握した上で計画を更新する」という運用を採用しているが、この運用は法令上明文化されておらず、行政監査等において「現場に出すき」「出なさずき」といった

判断が自治体ごとに分かれているのが現状であると承知している。

また、海外の例として、米国の特別支援教育制度においては、個別教育計画(IEP)を年に一度、夏季休業等の期間に集中して策定する仕組みが存在し、現場支援と計画策定業務を時間的に分離することで、専門職が業務に専念できる体制が制度として整えられている。

わが国においても、児発管の配置を実効的なものとするためには、計画策定及びモニタリング業務と現場支援の適切な関係を明確化し、一定の観察頻度や計画更新期間を制度的に位置付けることが求められると考える。

よって、以下質問する。

一 児発管が児童の様子を直接観察することなく個別支援計画を策定することの困難性について、政府はどのように認識しているか。

二 児発管が日常的に支援業務に従事した場合、計画策定及びモニタリング業務に支障が生じるとの現場の指摘について、政府としてどのように把握しているか。また、こうした現場の板挟みを解消するために、政府としてどのような運用上の工夫や通知等を行っているか。

三 児発管が数か月に一度程度、現場支援に参加し、児童の発達状況や支援内容を確認した上で個別支援計画を見直すといった実務運用を、法令、通知又はガイドライン等に標準的な手法として明文化することについて、政府の見解如何。

四 事業所の人員体制や業務分担にに応じて、児発管が管理業務と支援現場業務を両立できるよう、児童指導員等の加配制度を拡充する考えはあるか。

五 米国等における、長期休暇期間に個別教育計画を集中的に策定する制度設計を参考に、わが国でも、児発管が個別支援計画の策定・評価に専念できる期間を制度的に確保する仕組みを検討する考えはあるか。

六 児発管の業務に関して、現場観察・記録・計画策定・評価の一連の流れを一体的に管理できるICTツールの導入を支援する必要性や、望ましい業務の在り方を優良事例として紹介する必要性について、政府の見解如何。

内閣衆質二一九第九号  
令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問に

対する答弁書

一について

御指摘の「直接観察」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「個別支援計画」は、児童発達支援計画(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「基準省令」という。))第二十七条第一項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。を指すものと理解した上で、同条第二項の規定において、「児童発達支援管理責任

者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。))を行うとともに、適切な支援内容の検討をしなければならず」と、同条第三項の規定において、「児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない」としていること、児童発達支援管理責任者(基準省令第五条第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。))は、御指摘のように「児童の様子」を「直接」面接すること等を通じて確認を行った上で、児童発達支援計画を作成することとしており、「直接」面接することなく児童発達支援計画を作成することは想定していない。

二から四までについて

御指摘のような「指摘」や「板挟み」について具体的に把握していないが、いずれにせよ、児童発達支援管理責任者は、基準省令第五条第八項の規定において、「一人以上は、専任かつ常勤でなければならない」とし、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成二十四年三月三十日付障発〇三三〇第十二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。))において、「指定児童発達支援事業所の従

業者は、原則として専従でなければならず、児童発達支援管理責任者について、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるため、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならず」としていること、児童発達支援管理責任者に対し、「計画策定及びモニタリング業務」を行う及び「児童の発達状況や支援内容を確認した上で」児童発達支援計画を見直すに当たって、必ずしも「日常的に支援業務に従事」すること、「現場支援に参加」すること、及び「管理業務と支援現場業務を両立」することは求めておらず、基準省令第二十七条第三項及び第九項第一号の規定に基づき、「通所給付決定保護者及び障害児に面接」するとともに、同条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、「障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議・・・を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求める」こと等により、これらの業務が適切に行われているものと承知しており、お尋ねのような「手法」等を示すこと及び「両立」を前提として「児童指導員等の加配制度を拡充する」ことは考えていない。

五について

我が国の児童発達支援計画における御指摘の「策定・評価」の「仕組み」については、例えば、「策定」に当たっては、「児童発達支援ガイドライン」(令和六年七月四日付け支障第百六十八号こども家庭庁支援局長通知別紙一)において、「障害児相談支援事業所等が作成した障害

児童援利用計画や、自らの事業所でアクセスメントした情報について、課題整理表等を用いて整理しながら、児童発達支援におけるニーズを具体化した上で、児童発達支援の具体的な内容を検討し、「児童発達支援計画を作成する」としていること、随時、得られる情報等を整理しながら、作成することとしており、また、「評価」に当たっては、同ガイドラインにおいて、「児童発達支援計画は、概ね六か月に一回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、六か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある」と示していること、必要に応じ、随時、「モニタリング」を行うこととしておられること、お尋ねのような特定の「期間」に児童発達支援計画を「策定・評価」する「仕組み」については考えていない。

六について  
前段のお尋ねについては、「令和六年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱（令和七年二月十三日付け支障第三十号）こども家庭庁支援局長通知別紙」に定める「障害児支援分野のICT導入モデル事業」により、「都道府県等は、管内の障害児支援事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、ICT導入に要する費用を補助すること」としていること、「障害児支援事業者等」において、「情報端末（タブレット端末・スマートフォン等）ハードウェア、インカム」、「ソフトウェア」、「通信環境機器等（WiFiルーターなど）」等の「ICT」を活用することにより、御指摘のような「現場観察・記録・計画策定・評価の一連の流れを一体的に管理」する

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

ことも可能である。  
また、後段のお尋ねについては、御指摘の「望ましい業務の在り方を優良事例として紹介することの意味するところが必ずしも明らかではないが、児童発達支援管理責任者の「業務の在り方」については、二から四までについて述べたとおりである。

令和七年十二月二日提出  
質問 第一〇〇号  
旅費法改正の理念と実効性に関する質問主意書  
提出者 八幡 愛

旅費法改正の理念と実効性に関する質問主意書

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）は、長らく実費から乖離した定額支給制度のまま運用され、出張時に公務員が自腹で負担する事例が続発していた。これを是正すべく、令和六年四月に約七十年ぶりの大幅改正が行われ、いわゆる「上限付き実費支給」方式が導入されたと承知している。

本改正法は、各派の賛成を得て全会一致で可決された法案であり、その理念である「公務の円滑な運営に資するため、職務遂行に必要な経費を適切に補填する旅費制度の確立」という趣旨には、私も全面的に賛同するところである。

しかしながら、改正の理念は、なお実務において十分に実現されていないとの指摘がある。特に近年は、世界的なインフレ、宿泊需要の急増、国際イベント開催時の相場上昇、さらに海外大都市圏における恒常的なホテル代の高騰が重なり、現

議長長の報告

地の宿泊費が従来の想定を大きく上回る傾向にあると承知している。

こうした物価上昇局面にもかかわらず、旅費上限額が為替変動や実勢価格の上昇を反映していない結果、会議開催地近傍に宿泊できず、交通費・移動時間・安全リスクを増大させる本末転倒な事例が生じている。

このような運用は、「公務の円滑な運営に資する」という旅費法の存在目的と乖離しており、制度改正の意義そのものが形骸化しているおそれがあると考えます。

よって、政府の見解を問う。  
一 理念と現実の乖離について

令和六年改正旅費法は、国家公務員が自腹で負担せずに任務を遂行できる環境整備が趣旨の一つであると承知している。しかしながら、近年のホテル代の世界的な高騰を踏まえない上限設定により、結果として「業務効率・安全性・健康確保を犠牲にしても上限を遵守せざるを得ない」事例が生じている。  
政府は、旅費法の改正理念が実務で実現されていないという指摘をどのように受け止めているか。

二 公務能率と旅費制度設計の関係について

出張時における宿泊地選定は、公務能率・安全確保・体調管理に直結するにもかかわらず、宿泊費上限を優先する結果、移動に長時間を要し、結果的に公務遂行時間の短縮・生産性低下を招くような制度運用は、「旅費節約」という目的を超えて行政の非効率を制度的に助長することになるのではないかと。政府は、旅費法が「総費用（宿泊費・交通費・時間コスト等）」の最小化」ではなく「宿泊単価の抑制」に偏している現状を是とするのか、認識を示されたい。

三 上限額の円建て設定について

海外出張における旅費上限額が、現地通貨ではなく円建てで設定されているのはなぜか。

特に近年の円安を踏まえ、円建て上限は実勢価格との乖離を拡大させ、会議開催地近傍で宿泊できない事例を生み出している。このような不整合を承知の上で円建てを維持している理由を示されたい。また、円建てを維持することが旅費法の理念である「公務の円滑な運営に資する」を損なうおそれはないか。

四 制度設計の根本的理念に関する認識について

旅費法は、本来、公務員が任務を遂行するための最低限必要な費用を補填する制度であり、過度な節減を目的とするものではない。にもかかわらず、現行の制度運用が「節約のための制度」として機能しているとの批判があるが、政府として、旅費法の目的をどのように位置づけているか。

旅費法の目的が公務の円滑な遂行にある以上、現行の運用がその理念を実現していると考えられる根拠を示されたい。

五 今後の見直し方針について

令和六年の改正をもつてしても、現場での運用が理念と乖離しているとの指摘が相次いでいる。

特に、近年の海外主要都市における宿泊費の上昇は構造的なものであり、従来の上限額や円建て方式では対応が困難な状況が続いている。政府として、①制度設計の理念と実務の齟齬の検証、②為替変動や物価高騰への柔軟対応、③「近接・安全・効率性」を考慮した支給基準の再構築を検討する意思があるか。  
右質問する。

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一) 議長の報告

内閣衆質二一九第一〇〇号  
令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出旅費法改正の理念と実効性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出旅費法改正の理念と実効性に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号。以下「旅費法」という。)については、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる必要がある、令和六年に改正を行ったものである。これを踏まえ、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号。以下「旅費政令」という。)第九条に規定する宿泊費(以下「宿泊費」という。)については、国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「旅費省令」という。)別表第二の宿泊費基準額(以下「宿泊費基準額」という。)を上限として現に支払った額を支給することとしており、当該宿泊費基準額については、実勢価格の調査の結果を踏まえて設定しているものである。

お尋ねの「旅費法の改正理念が実務で実現されていないという指摘」の意味するところが必ずしも明らかではないが、旅費政令第九条ただし書並びに旅費省令第十三条第二項及び第三項

議長の報告

において、内国又は外国の宿泊にあつては、

「国際会議(内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官又は国会議員・・・が出席するものに限る。)」において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき等、旅行命令権者(旅費法第二条第四号に規定する旅行命令権者をいう。以下同じ。)が旅費省令第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当すると認めるときは、宿泊費基準額を超える場合であつても現に支払った額を支給することができる」とされている。また、当該規定に該当しない場合であつても、旅費法第八条第二項において「旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合」には、旅費法第二条第一号に規定する各庁の長は、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる」とされている。これらの規定に基づき、各府省等において適切に旅費の支給を行っていることと承知しており、旅費法改正の趣旨は実現されているものと考えている。

二について

お尋ねの「行政の非効率を制度的に助長」及び「宿泊単価の抑制」に偏している現状の意味するところが必ずしも明らかではないが、旅費法第六条において「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして政令で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する」とされており、宿泊施設の選定に当たっては、宿泊料のみならず、用務先までの所要時間等が適切に勘案されているものと考えている。また、

三について

前段のお尋ねについては、「海外出張における旅費上限額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「旅費上限額」が宿泊費基準額を意味するのであれば、宿泊費が生じる外国旅行においては、原則として、本邦に帰国した後、国内において当該宿泊費を含む旅費の請求手続が行われることから、宿泊費基準額を円建てにより定めているものである。

後段のお尋ねについては、旅費政令第九条ただし書及び旅費省令第十三条第三項において、外国の宿泊にあつては、「国際会議(これに準ずるものを含む。・・・)」において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき等、旅行命令権者が同項各号のいずれかに該当すると認めるときは、宿泊費基準額を超える場合であつても現に支払った額を支給することができる」とされており、宿泊費基準額が円建てにより定められていることに特

四について

前段のお尋ねについては、旅費法第一条において「この法律は、公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ることを目的とする」と規定されているものと承知している。

後段のお尋ねについては、「現行の運用がその理念を実現していると考えられる根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、旅費法第六条において「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして政令で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する」とされており、旅行の経路及び方法の選定に当たっては、費用の額のみならず、用務先までの所要時間等を適切に勘案することが認められている。また、旅費のうち宿泊費については、一

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、四について述べたとおり、旅費法の目的は実現されているものと考えている。政府としては、宿泊費基準額について、毎年度、実勢価格等を確認した上で、必要に応じて見直しを行うとともに、旅費法第八条第二項並びに旅費政令第九条ただし書並びに旅費省令第十三条第二項及び第三項の規定を適切に活用するなど、引き続き、公務の円滑な運営及び国費の適切な支出という旅費法の目的を実現できるよう、適切な運用に努めてまいりたい。

令和七年十二月二日提出  
質問第一〇一〇号

政府の経済財政運営の基本的な方針に関する  
質問主意書

提出者 落合 貴之

政府の経済財政運営の基本的な方針に関する  
質問主意書

高市早苗内閣総理大臣は、令和七年十月二十四日の第二十九回国会(臨時会)における所信表明演説の中で「この内閣では、「経済あつての財政」の考え方を基本とします。「強い経済」を構築するため、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行います。これにより、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収を増加させることを目指します。この好循環を実現することによって、国民の皆様に景気回復の果実を実感していただき、不安を希望に変えていきます。こうした道筋を通じ、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信頼を確保していきます。」と述べた。

一方、本年六月十三日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」、いわゆる骨太の方針二〇二五においては、「二〇二五年度から二〇二六年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたP・B黒字化を目指す。」としている。

そこで、以下質問する。  
一 所信表明演説においてP・B黒字化について言及しなかったのは、高市内閣においてはP・B黒字化目標を財政規律としては用いないことを意

味しているかと解してよろしいか。

二年限を設けた、いわゆるカレンダークーベースの財政規律については、高市内閣においては用いないことを意味していると解してよろしいか。

三 いわゆる骨太の方針二〇二五は閣議決定されたものであるが、今後当該閣議決定の取扱い如何。

四 いわゆる骨太の方針について、来年以降の取扱い如何。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一〇一号  
令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員落合貴之君提出政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員落合貴之君提出政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問に対する  
答弁書

答弁書

一から四までについて

お尋ねの「年限を設けた、いわゆるカレンダークーベースの財政規律」の具体的に意味するところ並びに三及び四のお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「P・B黒字化目標」については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において、「二〇二五年度から二〇二六年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたP・B黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響

の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う」としているところ、お尋ねについては、令和七年十一月十日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「直ちに今閣議決定をやり直して、この目標、現在もう既に決定されている目標について、これをほごにするということではございません。」及び「単年度」とのプライマリーバランス黒字化目標の達成状況を見ていくのではなく、数年単位でバランスを確認するという点につきまして、今後の予算編成ですとか中長期試算の状況を見極めながら、来年の骨太方針に向けてより明確化していきたいと考えております。」と答弁しているとおりである。

令和七年十二月三日提出  
質問第一〇二二号

食品安全委員会事務局の在り方に関する質問  
主意書

主意書

提出者 上村 英明

食品安全委員会事務局の在り方に関する質問主意書

問主意書

二〇〇〇年代初頭に社会問題ともなった牛海綿状脳症(BSE)問題等において、農林水産省や厚生労働省がリスク管理とリスク評価の両方を担うことが、生産者や事業者の都合を重視して消費者を軽視したことにつながった等の反省に基づいて、食品安全委員会は、二〇〇三年七月、リスク評価機関として内閣府に設置された。農林水産省、厚生労働省等のリスク管理機関からの独立性が、食品安全委員会が科学的見地に基づいて実施する食品安全評価の客観性や中立性、公正性を担

保するのに不可欠であることは、こうした同委員会の設立経緯からも自明である。

しかしながら、食品安全委員会によれば、二〇二五年十一月一日現在、同委員会の事務局職員合計六十四名のうち、農林水産省からの出向者が三十八名、厚生労働省からの出向者が二十一名の計五十九名であり、両省の出向者が常勤職員のおよそ七割を占めている。また、同委員会の事務局局長、次長、四名の課長の計六名(以下「事務局幹部」という。)の出身省庁の内訳は、農林水産省四名、厚生労働省二名であり、その比率は、両省からの出向職員の比率とほぼ同じの二対一である。

このように、農林水産省や厚生労働省というリスク管理機関からの出向者が、リスク評価機関である食品安全委員会事務局職員のおよそ七割を占めるという状態において、同委員会のリスク評価の客観性、中立性、公正性が十分に確保できるとは言い難い。

こうした問題認識の下に質問する。

一 食品安全委員会事務局職員の任命や採用に関する事務を所掌している部署を示されたい。

二 二〇二五年十一月一日現在、食品安全委員会事務局職員と事務局幹部における農林水産省出向者と厚生労働省出向者の比率が、ほぼ二対一となっている理由は何か。

三 食品安全委員会の設置後、毎年四月一日現在同委員会事務局における①事務局職員の出身省庁別人数の内訳、②事務局幹部の出身省庁別人数の内訳をそれぞれ示されたい。

四 リスク管理機関である農林水産省と厚生労働省からの出向者が、リスク評価機関である食品安全委員会事務局職員のおよそ七割を占めていることは、リスク管理機関から独立しているはず

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一) 議長の報告

の同委員会の存在意義、つまり、同委員会の客観性、中立性、公正性に対する疑念を生じさせ得るのではないか。疑念を生じさせないとするれば、その理由を示されたい。

五 食品安全委員会が設立されてから既に二十二年以上経過しており、本来であれば、その間、食品安全委員会あるいは内閣府のプロパー職員を採用・育成すべきであったと考えるが、なぜそのようにしてこなかったのか。現時点では、内閣府出身の常勤職員は一名のみと聞いているが、今後は、プロパー職員の割合を増やし、リスク管理機関からの出向職員の割合を減らすべきではないか。政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質二一九第一〇二号  
令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員上村英明君提出食品安全委員会事務局の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上村英明君提出食品安全委員会事務局の在り方に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「食品安全委員会事務局職員」を含む内閣府の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事務は、内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)第十二条第一号の規定に基づき、同府大臣官房人事課が所掌している。

二 について

お尋ねの「事務局幹部」を含む「食品安全委員会事務局職員」の人事は、それぞれの職員の能力等を総合的に判断し、適材適所の観点から行っており、その結果として、お尋ねのように「ほぼ二対一となっている」と考えている。三 について

お尋ねの「食品安全委員会の設置後、毎年四月一日現在の同委員会事務局」における①「事務局職員の出身省庁別人数の内訳」及び②「課長級以上の職員の出身省庁別人数の内訳」をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

- 平成十六年 ①農林水産省 二十六人 厚生労働省 十五人 内閣府 二人 文部科学省 一人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人 内閣府 一人
- 平成十七年 ①農林水産省 二十四人 厚生労働省 十五人 内閣府 二人 文部科学省 一人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人 内閣府 一人
- 平成十八年 ①農林水産省 二十五人 厚生労働省 十五人 内閣府 一人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人
- 平成十九年 ①農林水産省 二十八人 厚生労働省 十五人 内閣府 三人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人
- 平成二十年 ①農林水産省 二十九人 厚生労働省 十七人 内閣府 三人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人 内閣府 一人
- 平成二十一年 ①農林水産省 二十九人 厚生労働省 十七人 内閣府 三人 ②農林

水産省 四人 厚生労働省 二人 内閣府 一人

平成二十二年 ①農林水産省 二十九人 厚生労働省 十七人 内閣府 三人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人 内閣府 一人

平成二十三年 ①農林水産省 二十四人 厚生労働省 十七人 内閣府 三人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人 内閣府 一人

平成二十四年 ①農林水産省 三十二人 厚生労働省 十三人 内閣府 一人 ②農林水産省 五人 厚生労働省 二人

平成二十五年 ①農林水産省 三十人 厚生労働省 十六人 内閣府 二人 ②農林水産省 五人 厚生労働省 二人

平成二十六年 ①農林水産省 三十人 厚生労働省 十九人 内閣府 二人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 三人

平成二十七年 ①農林水産省 三十四人 厚生労働省 十九人 内閣府 一人 ②農林水産省 五人 厚生労働省 二人

平成二十八年 ①農林水産省 三十五人 厚生労働省 二十一人 内閣府 二人 ②農林水産省 五人 厚生労働省 二人

平成二十九年 ①農林水産省 三十五人 厚生労働省 二十一人 内閣府 二人 ②農林水産省 五人 厚生労働省 二人

令和三年 ①農林水産省 三十七人 厚生労働省 十九人 内閣府 一人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人

令和四年 ①農林水産省 三十六人 厚生労働省 十八人 内閣府 一人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人

令和五年 ①農林水産省 三十六人 厚生労働省 二十人 内閣府 一人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人

令和六年 ①農林水産省 三十二人 厚生労働省 二十一人 内閣府 一人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人

令和七年 ①農林水産省 三十六人 厚生労働省 十九人 ②農林水産省 四人 厚生労働省 二人

四 について

お尋ねについては、平成十五年四月十六日の衆議院内閣委員会厚生労働委員会農林水産委員会連合審査会において、谷垣国務大臣(当時)が「出向者で賄うようなことで大丈夫かということですが、私は、やはり独立した機関としてつくられておりますし、公務員はそれぞれ職務規律というものを持っておりまして、御懸念のようなことはないものというふうに考えております。」と、また、坂口厚生労働大臣(当時)が「リスク評価の実施は、一貫性、独立性の観点から、関係省庁から独立した行政機関

が行うべきであるというふうに指摘をされているところでございまして、これはそのように独立したものでなければならぬというふうに思っております。その中の職員がどういうところから行くかという問題は確かにございまして、けれども、そこは公務員でございますから、新しい使命を持ってそこに派遣をされるわけでございまして、以前にどこに勤めていたかということ、あるいはどういう役職にあったかということとかかわりなく、やはりそこは独立性を持つてやっていくという使命に燃えて携わらなければならぬものというふうにいる次第でございます。」と、さらに、亀井農林水産大臣(当時)が「機関が中立公正な科学的評価を行う、こういうようなことで独立した機関でありまして、そこに所属をされる方々、それぞれ公務員でありまして、それぞれいろいろの関係省庁からということになる面があるかと思いますが、それぞれ公務員として、特にこの機関が設立された趣旨に従って公務員としての職務を發揮するということになるかと思えます。」と答弁したとおりであり、お尋ねのように「同委員会の客観性、中立性、公正性に対する疑念を生じさせ得る」とは考えていない。

五について

お尋ねについては、二について及び四についてでお答えしたとおりであり、お尋ねのように「食品安全委員会あるいは内閣府のプロパー職員を採用・育成すべき」及び「プロパー職員の割合を増やし、リスク管理機関からの出向職員の割合を減らすべき」とは考えていない。

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

令和七年十二月三日提出  
質問第一〇三号

糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問主意書  
提出者 屋良 朝博

糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問主意書

糖価調整制度の砂糖勘定については、令和六年度補正予算において糖価調整制度安定運営緊急対策交付金として六十億円を措置し、令和六年十月から、指定糖調整率を引き上げたほか、同年四月に、異性化糖の調整金の換算係数を見直して徴収を再開する等、糖価調整制度の持続的な運営を図るための取組を行っているが、令和六砂糖年度末の累積赤字は、五百九十八億円と見込まれている。

農林水産省は、国民の食生活に欠かすことのできない砂糖の安定供給を確保していくためには糖価調整制度を堅持することが必要であるとして、砂糖に関する情報発信や砂糖の需要拡大を応援する「ありが糖運動」を展開するとともに、インバウンド向け等市場調査、国産砂糖を使用する新製品開発やその販路拡大等の需要拡大の取組を行っている。

また、老朽化の進む製糖工場の整備に当たっては、令和六年度補正予算において畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業等を措置し、老朽化した共同利用施設の建替えに取り組む事業者への支援のほか、製糖工場の人材確保、人材育成等に対する支援を行っている。  
一 砂糖勘定の収支改善に向けた取組の推進による

議長の報告

り、令和六砂糖年度における単年度収支は改善したものの十九億円の赤字見込みとなつていく。令和七砂糖年度以降の収支はどのように見通しているのか、また、同制度を堅持していくためには、例えば指定糖調整率の再引上げ等による更なる収支の改善が必要であると考え、政府の見解を示されたい。

二 国内で製造された精製糖や沖縄県産黒糖等の国産砂糖の需要拡大に向けて、学校給食や公共機関における国産砂糖の活用を積極的に促進する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。また、食品・菓子・飲料において、国産砂糖の活用を促進するに当たり、食品・菓子・飲料関係団体、砂糖関係団体と「ありが糖運動」の更なる連携強化が効果的と考えるが、政府の見解を示されたい。

三 製糖工場の整備については、令和七年度補正予算案において畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業等を措置しているが、老朽化した工場の代替施設の着実な整備と地元負担の軽減を図るため、対象事業の補助上限額及び補助率の引上げが必要と考える。政府の見解を示されたい。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一〇三号  
令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員屋良朝博君提出糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「令和七砂糖年度以降の収支」については、砂糖の国際相場や外国為替相場の動向等に左右されることから、予断をもってお答えすることは困難である。また、御指摘の「砂糖勘定の収支改善」に向けて、これまで、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第九条第一項に規定する指定糖調整率の引上げや、平成二十三年以降行っていない異性化糖の調整金(同法第十五条第一項の売戻しの価格と同法第十三条第一項の買入れの価格との差額をいう)の徴収の再開を、令和六年に行つたほか、令和四年に農林水産省において決定した「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」に基づき、「てん菜糖の国内産糖交付金の交付対象数量・・・を調整し、令和八砂糖年度における交付対象数量を「五十五万トン(産糖量ベース)」とし、御指摘の「砂糖勘定」の支出の抑制を図るなど、必要な取組を行っているところである。同省としては、「更なる収支の改善が必要」と考えていることから、引き続き、「糖価調整制度」の関係者の理解と協力を得ながら、こうした取組を継続し、制度の安定的運営に向けて取り組んでまいりたい。

二について

御指摘の「公共機関」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省としては、「学校給食」も含めた様々な場面における「国産

砂糖」の積極的な活用の促進が重要であると考  
えていることから、「ありが糖運動」において、  
「学校給食」における「国産砂糖」の活用の事例も  
含め、関係団体と連携しつつ「国産砂糖」の需要  
拡大に資する情報を発信するとともに、令和  
六年度補正予算において畑作物産地生産体制確  
立・強化緊急対策事業を措置し、様々な主体が  
行う「国産砂糖」の新商品開発等に対する支援を  
行っているところである。今後とも、こうした  
取組を継続するとともに、幅広い関係団体に対  
し、「ありが糖運動」への理解と協力を得るなど  
して、お尋ねの「連携強化」を図り、「国産砂糖」  
の積極的な活用を促進してまいりたい。

三について  
お尋ねについては、令和七年度補正予算案に  
計上している新基本計画実装・農業構造転換支  
援事業において、沖縄県及び鹿児島県における  
老朽化した製糖工場の建替えを支援する場合  
に、御指摘の「補助上限額及び補助率の引上げ」  
が可能となるよう措置しているところである。

令和七年十二月三日提出  
質問 第一〇四号

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分  
行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関  
する再質問主意書

提出者 高井 崇志

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処  
分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等  
に関する再質問主意書

一 趣旨

スルガ銀行における不正融資問題は、平成三  
十年の発覚以降、いまだに被害者の生活・精神

を深刻に脅かしている。令和七年十月三十一日  
の静岡地裁判決(以下「地裁判決」という。)は、  
シェアハウスだけでなくアパートローンを含む  
不正融資全体について「組織的不正」であると司  
法的に認定した。この判決は、金融庁が従来主  
張してきた、銀行側の責任の有無・程度が事案  
によって様々という「個別事案」との整理が覆さ  
れ得るものであり、監督行政の在り方を根底か  
ら問うものとなっている。

また、令和七年五月十三日付の報告徴求命令  
(以下「報告徴求命令」という。)の趣旨が債務者  
により寄り添った問題の早期解決であるにもか  
かわらず、その後も被害者への支払督促・強制  
執行が行われている。こうしたスルガ銀行の対  
応は、報告徴求命令の趣旨に反し、それを金融  
庁が黙認することは、監督行政に対する信頼を  
失墜させるものである。

しかし、令和七年十一月四日付の政府答弁書  
(以下「前回答弁書」という。)では、「早期解決に  
向けた対応を強く促してまいりたい」との抽象  
的回答に終始し、実際の行政措置・監督結果に  
関する具体的説明が一切示されていない。これ  
は、報告徴求命令の趣旨である早期解決の実効  
性や行政監督権限の限界を国民に明示しないま  
ま、「適切に対応」といった形式的な文言で責任  
を回避する姿勢と受け取られている。

そこで本質問では、地裁判決を前提に、「行  
政不作為」「情報非開示」「人権軽視」の三点につ  
いて、政府の具体的対応を再度たずねる。

二 質問事項

- 1 地裁判決と監督責任の整合性について  
ア 地裁判決は、「シェアハウス及びアパー  
トローンを含む組織的不正」を明確に認定

した。この地裁判決により、金融庁が従来  
用いてきた、銀行側の責任の有無・程度が  
事案によって様々という「個別の事案」との  
整理は実質的に破綻したと考えるが、政府  
はこの点をどのように整合的に説明するの  
か。単に「司法判断を見守りたい」との一般  
論ではなく、「報告徴求命令の内容」の根拠  
となる事実が地裁判決を受けてもなお整合  
的とするのであれば、その根拠を具体的に  
答弁されたい。

イ 金融庁は、どの法令の条項に基づき、銀  
行側の責任の有無・程度が事案によって  
様々という認識をし、「個別事案」として  
扱っているのか。監督行政に裁量権行使の  
基準が存在しない場合は、「恣意的な線引  
き」と批判されかねないが、政府の公式見  
解を明示されたい。

ウ 地裁判決を受けた上で、追加的な報告徴  
求命令を含む行政処分を新たに行う意思が  
あるか。答弁書は会議録掲載等により広く  
公開されるものであり、前回答弁書の二の  
2のウの答弁にある「今後の行政上の対応  
については、予断をもってお答えすること  
は差し控えたい」との答弁をすることは行  
政の「不作為」と国民に受け止められかねな  
いことも踏まえ、「実施する/しない」い  
れかで明確に答弁されたい。実施しない場  
合、その理由を明記されたい。

2 報告徴求命令等の行政処分の実効性及び  
フォローアップ体制

ア 報告徴求命令や平成三十年十月五日付の  
業務改善命令(以下「業務改善命令」とい  
う。)に基づき金融庁がスルガ銀行からこれ

まで受領した報告のうち、「被害者支援策」  
「再発防止策」に関する項目数と金融庁にお  
ける評価内容を示されたい。なお、前回答  
弁書の二の2のア、二の3のイ及び二の3  
のウの答弁にある単に「確認している」と  
いった答弁ではなく、庁内審査結果の要旨  
(例：評価区分・改善期限)を明示するこ  
と。

イ 報告徴求命令や業務改善命令が報告を求  
めた事項に係るスルガ銀行の取組のフォ  
ローアップを庁内でどの部署・役職が担っ  
ているか、責任部署名を具体的に答弁され  
たい。また、当該フォローアップを行うた  
めの外部有識者による第三者検証委員会を  
設置する必要があると考えるが、金融庁の  
認識を答弁されたい。もし金融庁が「第三  
者による検証は不要」とする場合、その理  
由を明確に説明されたい。また、過去に  
「第三者による検証は不要」と判断したので  
あれば、その判断過程と理由を行政文書と  
して残しているか。残している場合は文書  
名を答弁されたい。

3 懲戒処分行員リストの行政文書性と開示可  
能性

ア 前回答弁書二の1のアで金融庁が行政文  
書として保存しているとしたスルガ銀行が  
懲戒処分を行った行員に関する報告内容  
は、金融庁が定める標準文書保存期間基準  
における大分類、中分類及び小分類につ  
き、どの分類に該当するか。また、当該文  
書の保存期間及び保存期間満了日を明確に  
されたい。  
イ 当該文書のうち、他の情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別可能となる情報であっても「一部の者の役員が否かの区分・処分理由・処分日」を黒塗りなく開示することは、行政機関情報公開法第五条第一号但書に照らして妨げられないと考えるが、政府の見解を問う。なお、「個人特定のおそれ」を理由とした一律非開示は、法の趣旨に反することを申し添える。

4 報告徴求命令下での支払督促及び人権侵害行為への対応

ア 問題の早期解決を趣旨とする報告徴求命令下でありながら、スルガ銀行が被害者に対し強制執行を進めていることを金融庁は把握しているか。

イ 前回答弁書二の2のイでは、銀行が支払督促の申立てを公表していることを把握しているとの答弁があったが、直ちに支払督促及び強制執行の実態調査を行い、結果を国会に報告されたいが、その予定はあるか。

ウ 銀行による支払督促・強制執行は、業務改善命令や報告徴求命令の趣旨に反する可能性をどのような根拠によって排除できるのか。また、法的根拠があれば明示されたい。

エ 被害者の中には、長期の返済負担により精神疾患を発症し、自死に至った例も報告されている。金融庁はこの事実を認識しているか。また、生命・健康に関わる問題である以上、金融庁だけでなく厚生労働省など他省庁と連携し、政府として生活再建やメンタルケア支援の枠組みを検討する考えはあるか。

これら質問に対し「市民の問題」に「注視する」ことの抽象答弁は、行政の「不作為」と国民に受け止められかねないことを予め申し添える。

5 省庁横断的対応と制度的再発防止策について

ア 本件は地銀監督・消費者保護・金融犯罪の三要素を併せ持つ事件である。金融庁単独での監督には限界があると考えられるが、政府として外部有識者による「金融犯罪型消費者被害再発防止会議」の設置を検討しているか。

イ 前回答弁書二の2の工では、金融庁が主体となつて裁判外で紛争解決を行う制度を検討していないとの答弁であったが、被害者救済を迅速に行うため、政府として行政ADRまたは特別な調停制度を創設する考えはあるか。現行制度で対応可能とするなら、その制度名と実際の適用実績(件数)を具体的に答弁されたい。

ウ 金融庁・消費者庁・警察庁の三庁による金融消費者被害防止に係る情報共有の場について、定期開催の有無・頻度・議題を答弁されたい。また、免許・登録を受けた金融機関が不正に関与する形での金融消費者被害を防止するための金融庁・消費者庁・警察庁の三庁の連絡会議の設置を検討しているか。

三 結語

本件は、単なる金融トラブルではなく、組織的不正と行政不作為が複合した、構造的な金融犯罪型消費者被害である。地裁判決が「組織的不正」を認定した以上、金融庁がなお、銀行側

の責任の有無・程度が事案によって様々という「個別の事案」として扱ひ続けるなら、監督行政の信頼性が根底から失われる。被害者の中には、長期の心労により生活が破綻し、うつ病や自死に至った方もいる。

「注視」要請といった形式的な答弁に終始するのではなく、実効ある監督の在り方と救済措置を具体的に提示することは政府の責務である。本質問主意書に対する答弁を、行政の信頼回復に資する第一歩として位置付けた上で、質問事項に対し明確に回答することを求める。右質問する。

内閣衆質二一九第一〇四号  
令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員高井崇志君提出スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員高井崇志君提出スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する再質問に対する答弁書

二の1のAについて

金融庁として、御指摘の「地裁判決は、「シェアハウス及びアパートローンを含む組織的不正」を明確に認定した」とは承知しておらず、これを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

いずれにせよ、同庁としては、スルガ銀行株

式会社(以下「銀行」という。)において、御指摘の「スルガ銀行における不正融資問題」(以下「当該問題」という。)の早期解決に向け、銀行が民事調停等に誠実に対応するとともに、銀行から融資を受ける債務者(以下「債務者」という。)との協議に真摯に応じること、債務者に寄り添って対応するよう強く促してまいりたい。

二の1のイについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、金融庁としては、当該問題を含めて、銀行に対して銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)等の規定に基づき対応を行っているところである。

二の1のウについて

お尋ねの追加的な報告徴求命令を含む行政処分に関して、今後の行政上の対応については、予断をもってお答えすることは差し控えた

い。いずれにせよ、金融庁としては、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促していくため、銀行に対して、令和七年五月十三日付けで、銀行法第二十四条第一項の規定に基づく報告を求め、同月三十日付けで、当該報告を受けているところ、当該報告では、当該問題の解決に向けた取組が長期化している理由や、今後、当該問題の早期解決に向けて、銀行が取り組む新たな施策(以下「当該施策」という。)及びその期限等が示されている。引き続き、銀行において、当該施策が着実に実施されていくかどうかを含めて、銀行による取組の進捗状況を確認し、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

二の2のAについて

お尋ねの「庁内審査結果の要旨(例：評価区

分・改善期限」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「項目数」及び「評価内容」については、これらを公にすることにより金融機関に対するモニタリングの適正な実施に支障を及ぼすおそれ等があるため、お答えすることは差し控えたい。

二の2のイについて

お尋ねの「責任部署」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「フォロアップ」については、金融庁監督局銀行第二課を中心に対応している。

当該問題に関して、同行として、銀行に対して適切に監督を行っていると考えていることから、お尋ねの「外部有識者による第三者検証委員会」を設置することは検討していない。また、お尋ねの「行政文書」は存在しない。

二の3のアについて

お尋ねの「報告内容」について、①「大分類」、②「中分類」、③「小分類」、④「保存期間」及び⑤「保存期間満了日」を文書ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりである。

「行政処分に係る業務改善状況報告(三十事務年度)」①「銀二本体」届出に関する事項 ②行政手続法第二条第七号に規定する届出の受理 ③行政処分に係る業務改善状況報告(三十事務年度) ④八年(うち延長期間三年) ⑤令和九年六月三十日

「行政処分に係る業務改善状況報告(平成三十一年度)」①「銀二本体」届出に関する事項 ②行政手続法第二条第七号に規定する届出の受理 ③行政処分に係る業務改善状況報告(平成三十一年度) ④七年(うち延長期間一年) ⑤令和九年六月三十日

「行政処分に係る業務改善状況報告(令和二事務年度)」①「銀二本体」届出に関する事項 ②行政手続法第二条第七号に規定する届出の受理 ③行政処分に係る業務改善状況報告(令和二事務年度) ④六年 ⑤令和九年六月三十日

「行政処分に係る業務改善状況報告(令和三事務年度)」①「銀二本体」届出に関する事項 ②行政手続法第二条第七号に規定する届出の受理 ③行政処分に係る業務改善状況報告(令和三事務年度) ④五年 ⑤令和九年六月三十日

「行政処分に係る業務改善報告(令和四事務年度)」①「銀二本体」届出に関する事項 ②行政手続法第二条第七号に規定する届出の受理 ③行政処分に係る業務改善状況報告(令和四事務年度) ④五年 ⑤令和十年六月三十日

「行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十三事務年度)」①「銀二本体」金融庁が所管する業者、業界団体又は自主規制機関その他の者に対する監督に関する事項 ②(三)行政処分等に関する重要な経緯 ③行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十三事務年度) ④十年 ⑤令和十六年六月三十日

「行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十四事務年度)」①「銀二本体」金融庁が所管する業者、業界団体又は自主規制機関その他の者に対する監督に関する事項 ②(三)行政処分等に関する重要な経緯 ③行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十四事務年度) ④十年 ⑤令和十七年六月三十日

「行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十五事務年度)」①「銀二本体」金融庁が所管する業者、業界団体又は自主規制機関その他の者に対する監督に関する事項 ②(三)行政処分等に関する重要な経緯 ③行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十五事務年度) ④十年 ⑤令和十七年六月三十日

「行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十五事務年度)」①「銀二本体」金融庁が所管する業者、業界団体又は自主規制機関その他の者に対する監督に関する事項 ②(三)行政処分等に関する重要な経緯 ③行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十五事務年度) ④十年 ⑤令和十七年六月三十日

する重要な経緯 ③行政処分判決(業務改善命令等)(二千二十五事務年度) ④十年 ⑤令和十八年六月三十日

二の3のイについて

お尋ねについては、金融庁としては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求があった場合には、同法の規定に従って、個別具体的な内容に応じて対応することとなる。

二の4のアについて

お尋ねの「被害者」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「強制執行」が行われている事実は把握していない。

二の4のイについて

お尋ねの「実態調査」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、現時点で御指摘の「支払督促及び強制執行」に係る調査を広く行う予定はない。

いずれにせよ、金融庁としては、引き続き、銀行による当該施策の進捗状況や債務者に対する対応状況を定期的に確認し、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

二の4のウについて

御指摘の「被害者」と銀行との間では、民事調停や民事訴訟等の手続が進められていると承知しており、一義的には当事者間において解決されるべき事柄であると考えている。

その上で、金融庁としては、御指摘の「業務改善命令や報告徴求命令」を踏まえた銀行の対応状況等を確認しているところであり、銀行法の規定を踏まえ、当該問題の早期解決に向けて、対応を促してまいりたい。

二の4の工について

前段のお尋ねの「長期の返済負担により精神疾患を発症し、自死に至った例」は、承知していない。

後段のお尋ねの「生活再建やメンタルケア支援の枠組み」は検討していないが、いずれにせよ、金融庁としては、引き続き、銀行が民事調停等に誠実に対応するとともに、債務者との協議に真摯に応じるなど、債務者の生活が破綻するなどの事態が起きることのないよう、十分丁寧に対応するように促してまいりたい。

二の5のアについて

お尋ねの「金融犯罪型消費者被害再発防止会議」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、当該問題については、御指摘の「外部有識者」による会議体の設置は検討していない。

二の5のイについて

前段のお尋ねについては、お尋ねの「行政ADRまたは特別な調停制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、当該問題に関する対応として、行政が「主体となって裁判外で紛争解決を行う制度や新たな「調停制度」を創設することは検討していない。

後段のお尋ねについては、「現行制度で対応可能」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該問題の御指摘の「被害者」は、例えば、民事調停を申し立てることが考えられ、その「実績(件数)」については、令和七年十月十七日の銀行の公表によれば、同年九月末時点で六百二十五物件に係る民事調停が行われていると承知している。

二の5のウについて  
お尋ねについては、御指摘の「金融消費者被害防止に係る情報共有の場」及び「連絡会議」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、必要に応じ、当該問題に係る銀行の対応状況等について関係省庁間の情報交換を行っている。

令和七年十二月三日提出  
質問 第一〇五号

最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問主意書

最高裁で違法・取消しと判断された政府による生活保護大幅引下げについて、政府の対応策が発表された。以下の点についてお尋ねする。

一 第九回社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会議事録(政府作成)によると太田委員が「みんな三者三様で法学者らしいのでございますが、結論だけ見ますと、興津委員も高委員も私も、原告等に対する再度の高さ調整というのとは重なる部分ではないかという部分については重なる部分ではないか」と発言されている。これは取りまとめる立場の委員長を除く法学の専門家である専門委員会委員三人全員が「原告等に対する再度の高さ調整」をすべきでない」と一致した、と読める。

にもかかわらず、政府は原告にも高さ調整を実施すると発表した。なぜなのか、お示し願います。

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

たい。これでは専門委員会を設置した意味が失われかねない。

二 政府は令和三年四月十六日提出の質問主意書に対して「生活扶助相当CPI(物価指数)の計算に問題がなかったか」とのお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十五年の生活扶助基準の改定において用いた生活扶助相当CPIについては、生活扶助に相当する全ての品目の全国品目別CPI(全国の品目別価格指数をいう。)及び全国品目別ウエイト(全国の消費支出全体に占める品目ごとの支出額の割合をいう。以下同じ。)を用いて算出したものであり、適切なものであったと考えている」と答弁している。

政府は今でも「適切なものであったと考えている」のか、お尋ねする。計算方式等、不適切な部分があったとすればどの部分だったのか、お示し願います。

三 政府は原告らに直接謝罪をするおつもりはあるのか、お尋ねする。

四 今回最高裁で違法とされた生活保護の大幅引下げは、憲法違反であると、または憲法違反の疑いがある、と政府はお考えか。

また、なぜ違法とされた生活保護大幅引下げをしてしまったのか、その理由を分かりやすくお示し願います。

また、同様のことが繰り返されないためにも再発防止策を含む検証が必要だと考えるが、いかがか、検証委員会のような会議体を設置して議論すべきと考えるが、いかがか。  
右質問する。

議長長の報告

内閣衆質二一九第一〇五号  
令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長妻昭君提出最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問に対する答弁書

一について

平成二十五年の生活扶助基準(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第八条第一項の基準のうち同法第十二条に規定する生活扶助に係るものをいう。以下同じ。)の改定に関する令和七年六月二十七日最高裁判所第三小法廷判決(以下「最高裁判決」という。)を踏まえた対応の在り方については、社会保障審議会生活保護基準部会の下に設置された最高裁判決への対応に関する専門委員会において、御指摘のような「発言」等も踏まえながら、同年十一月十八日に報告書を取りまとめられ、「新たな基準を制定する場合にも、原告等及び原告等以外の被保護者の区別なく適用することが基本と考えられるが、他方で、原告等については、判決による形成力が働いている者がいることや、特に高さ(水準)調整について、紛争の一回的解決の要請に特に留意が必要であり、こうした点を踏まえて適切に裁量権行使を行うことが必要」等とされたところである。

その上で、厚生労働省において、当該報告書等を踏まえて、同月二十一日に「社会保障審議会

会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」を公表していること、(「生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第八条第二項の規定・・・や第二条の規定による無差別平等原則・・・を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整マイナスイナス二・四九パーセントの水準で一律に実施することともに、「原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、予算措置により、保護費に代えて、これに相当する特別給付金を支給」することとしたところである。

二について  
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、先の答弁書(令和三年四月二十七日内閣衆質二〇四第一〇三号)一について述べた「生活扶助相当CPI」については、平成二十五年の生活扶助基準の改定において、物価変動率の指標として用いたものであるところ、御指摘の「計算方式」について「不適切」であったとは考えていないが、最高裁判決においては、「物価変動率は、生活扶助基準の改定の際の指標の一つとして勘案することが直ちに許容されないものとはいえないとしても、それだけでは消費実態を把握するためのものとして限界のある指標であるといわざるを得ない。(中略)物価変動率のみを直接の指標とすることが合理的であることにつき、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来の水準均衡方式による改定との連続性、整合性の観点を含め、専門的知見に基づいた十分な説明がされる必要があるというべきである。(中略)基準部会等による審議検討が

経られていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があると認められない。・・・専門的知見との整合性を欠くところが、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべきである」とされているところである。

三について

お尋ねについては、例えば、令和七年十二月二日の閣議後記者会見において、上野厚生労働大臣が「これまで長きに渡って訴訟を継続された原告の皆様や、今回追加給付の対象となった被保護者の皆様も含めてお話をさせていただいているものであり、改めて真摯に反省してお詫び申し上げます」と述べたとおりである。

四について

最高裁判決においては、「保護基準は、最低限度の生活の需要を超えないものでなければならぬ」とあり、仮に本件改定前の生活扶助基準が上記需要を超えたものとなっていたというのであれば、これを引き下げることは、生活保護法八条二項の規定に沿うところであるということが出来る。・・・厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえないとされているところ、平成二十五年の生活扶助基準の改定による御指摘の「引下げ」については、こうした「判断」に基づき、具体的には、令和七年四月二日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣(当

時)が「平成二十五年の生活保護基準改定は、生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢、世帯人数、地域差のゆがみを直すとともに、デフレ傾向が続く中、当時の基準額が据え置かれていたことに鑑み、生活扶助基準の必要な適正化を図ったものでございます」と答弁しているところ、その上で、最高裁判決においては、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断には、その過程及び手続に過誤、欠落があったもの」であり、「本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法三条、八条二項に違反して違法」とされているが、御指摘の「憲法違反」であるか否かについては言及されておらず、政府として、お尋ねのように「憲法違反である」と、または憲法違反の疑いがある」とは考えていない。

御指摘の「再発防止策」については、同年十一月二十七日の参議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「専門委員会の報告書におきまして、今後の改定手続において同様の問題が生じないように、特にこれまでと異なる判断を行う場合には、厚生労働省において、専門的知見に基づく生活保護基準部会における検討を経て適切な改定を行うよう特段の留意を求めると指摘されたことを重く受け止め、今後の改定等については十分・・・それに留意してまいります」と答弁しているところ、政府としては、御指摘のように「検証を行う及び「検証委員会のような会議体を設置」ということではなく、同日の同委員会において、同大臣が「まずは、追加給付の支給事務など決定した対応方針に基づいて必要な対処を迅速に行

うことを最優先として進めていきたいと考えております」と答弁しているところ、必要な対応を進めてまいります。

一、昨十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員神津たけし君提出SS(サービステーション)を経営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出日韓の文化財返還問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一君提出太陽光発電と建築基準法に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員丸尾圭祐君提出特別児童扶養手当の所得制限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠君提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠君提出「リサイクル燃料貯蔵(株)」に関する使用済核燃料搬入・搬出計画及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄君提出米国製自動車購入及び政府機関での活用にかかる政府案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田克也君提出存立危機事態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出いわゆる能動的サイバー防衛法の域外適用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出中国等の富裕層患者誘致による大学病院経営改善策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出アクワイアラ制度の公共性に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員八幡愛君提出法医人材の育成及び確保に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員八幡愛君提出SORA2と著作権法第三十条の四に関する第三回質問に対する答弁書

令和七年十二月四日提出  
質問第一〇六号

SS(サービステーション)を経営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問主意書  
提出者 神津たけし

SS(サービステーション)を経営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問主意書  
政府は、足元の物価高に対応する観点から実施している燃料油価格定額引下げ措置について、補助額を本年十一月十三日から段階的に引き上げ、十二月末に廃止されるいわゆる暫定税率(当分の間税率)と同額(ガソリン一リットル当たり二十五・一円)まで引き上げることとしている。

ガソリン価格については、輸送コスト等の影響から、都道府県間での価格差があるだけでなく、同一県内においても、都市部と中山間地で価格差が生じており、例えば、長野県の石油製品価格動向調査(令和七年十一月十七日時点)によると、レギュラーガソリンについて、佐久市(一リットル当たり百七十・三円)と木曾町(一リットル当たり百八十八・〇円)との間で十八円程度の差が生じている。  
また、ガソリンの在庫の消費は都市部の方が早

いたため、在庫の消費が遅い中山間地の事業者は補助金額前の高い価格で仕入れた在庫を長期間抱えることとなる。報道によると、事業者間の価格競争から補助金分を負担してでも値下げせざるを得ない状況が指摘されており、中山間地の事業者は補助額以上の引下げを余儀なくされている。

このような現状を踏まえて、中山間地におけるガソリン価格への支援について、以下、質問する。

一 中山間地の事業者に対する具体的な支援策及びその効果

赤澤経済産業大臣は、記者会見(令和七年十一月七日)において、暫定税率の廃止によって影響を受けやすい中小・小規模ガソリンスタンドに対する資金繰り等の支援について、経済対策の中で検討すると発言し、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和七年十一月二十一日閣議決定)では、「影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援を行う」と記述されているが、事業者に対して具体的にどのような支援を行うのか、また、支援によってどの程度の効果が生じると見込んでいるのか、政府の見解を問う。

二 中山間地の事業者の負担を補填する即効性のある支援の必要性

都市部と中山間地のガソリンの価格差を埋めるための支援として、資金繰り支援ではなく、返済義務のない補助金等の交付による直接的かつ即効性のある支援を行う必要性があると考えるが、政府の見解を問う。

内閣衆質二一九第一〇六号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員神津たけし君提出SS(サービスステーション)を営営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員神津たけし君提出SS(サービスステーション)を営営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、令和七年度補正予算案において、揮発油税等に係る御指摘の「暫定税率」の廃止に伴い影響を受ける中小企業・小規模事業者がその事業の運営に要する資金を金融機関から借り入れた場合に支払う利子の全部又は一部に相当する金額について政府が補助する事業、当該中小企業・小規模事業者がその事業の継続に要する経費の一部を補助する事業等に要する経費を計上しているところである。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「どの程度の効果が生じると見込んでいるのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、中小企業・小規模事業者の事業の運営に要する資金の借入れに係る負担等を軽減することにより、その経営基盤を強化する効果があるものと考えている。

二について

お尋ねの「都市部と中山間地のガソリンの価格差を埋めるための支援」の具体的に意味する

ところが必ずしも明らかではないが、政府としては、一定の要件を満たす過疎地域の揮発油販売業者を重点的に支援する観点から、一について述べた中小企業・小規模事業者がその事業の継続に要する経費の一部を補助する事業に加えて、令和七年度当初予算に計上した国庫補助事業である「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業」における「地下埋設物等の入換等事業」等において、当該揮発油販売事業者を対象として補助率のかさ上げ等の措置を講じている。

令和七年十二月四日提出  
質問第一〇七号

日韓の文化財返還問題に関する質問主意書

提出者 上村 英明

日韓の文化財返還問題に関する質問主意書  
日韓外交正常化六十年を迎え、両国間の友好・親善の一層の深化が望まれる。

日韓基本条約とともに「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」も一九六五年に締結され、朝鮮半島由来の文化財の引渡しが行われた。外務省ウェブサイトに掲載されている同協定の合意議事録には、「日本側代表は、日本国民がその所有するこれらの文化財を自発的に韓国側に寄贈することは日韓両国間の文化協力の増進に寄与することにもなるので、政府としてはこれを勧奨するものであると述べた。」と記されている。

以下、質問する。

一 この合意議事録にあるとおり、日本国民が所有する文化財を韓国に寄贈するよう政府として

勧奨した事案は、同協定の発効以来何件あるか。政府の勧奨を経て返還された文化財の件数及び一覧を示されたい。

二 韓国国会は二〇一三年十二月十日に東京国立博物館所蔵の朝鮮大元首兜・鎧の返還を要求する決議を採択した。同決議では、韓国政府が日本政府に調査を求め、不法搬出が確認されれば、直ちに韓国国立古宮博物館に返還するよう求めよとし、韓国政府に日本との交渉を促している。日本政府は同決議に基づく調査の要請を韓国政府から受けているか。もし調査の要請を受けているのであれば、日本政府はどのように対応してきたか。また、実際に調査がなされたのであれば、その調査結果とその後の対応についても明らかにされたい。

三 韓国国会は二〇一四年十二月九日に現在大倉文化財団が所蔵する利川五重石塔の調査と資料公開を韓国政府が日本政府に要請することを求め、日本政府にも積極的な取組を促している。日本政府は利川五重石塔についての要請を韓国政府から受けているか。要請を受けて、どのように対応してきたか。明らかにされたい。

四 今年五月に、二〇一二年に対馬の観音寺から盗まれた観世音菩薩像が十三年ぶりに韓国から返還され、六月には鎌倉・高徳院にあった観月堂の建物がソウルに返還されたことが発表された。欧州各国では二〇一七年マクロン仏大統領がブルキナファソ訪問時に美術品返還の方針を示して以来、各国の博物館・美術館・大学・研究機関から旧植民地・占領地に文化財を返還する動きが始まり、具体的に進展している。

複雑な経過の多い文化財の返還問題であるが、こうした内外の文化財返還の動きを受け

て、日本政府としても、来歴を詳しく調査し、公表して、誠実に対応することが望まれる。旧植民地や占領地から我が国に持ち込まれた文化財、例えば、中国から「戦利品」として持ち出された文化財や琉球から持ち出された琉米修好条約原本等のうち、返還を求められているものについて、日本政府は現在どのように対応すべきと考えているのか。明らかにされたい。

内閣衆質二一九第一〇七号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員上村英明君提出日韓の文化財返還問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上村英明君提出日韓の文化財返還問題に関する質問に対する答弁書

一について

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録(昭和四十年外務省告示第百六十号)における「勸奨する」とは、我が国政府として日本国民が所有する韓国に由来する文化財の韓国側への寄贈について個別具体的な措置をとることを意味するものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二及び三について  
韓国政府との間では、平素から様々なやり取りを行ってきたが、外交上の個別のやり取り

りについては、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「旧植民地や占領地から我が国に持ち込まれた文化財」及び「返還を求められている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。その上で、一般論として申し上げれば、我が国に所在する文化財の取扱いについては、関連する条約及び国内法令を踏まえ、個々の状況に応じて適切な対応がなされるものと考えている。

令和七年十二月四日提出  
質問第一〇八号

太陽光発電と建築基準法に関する再質問主意書

提出者 島田 洋一

太陽光発電と建築基準法に関する再質問主意書  
国土交通省の「建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応についての解説(平成二十三年三月二十五日版)」は以下のよう

に記す。  
「太陽光発電設備は、電気事業法において「電気工作物」として取り扱われ、技術基準の適合義務、基準不適合の場合の基準適合命令等の規制を受けることとされているが、一方で、高さが四mを超えるものについては、建築基準法の規定が適用される準用工作物として取り扱われ、電気事業法の規制に加えて、建築基準法上の建築確認等が必要となり、設置手続き等に時間を要するとの声

がある。

このため、その設置の円滑化を図る観点から、電気事業法により十分な安全性が確保される太陽光発電設備など、他の法令の規定により建築基準法の規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものについて、同法が適用される工作物から除外することとする。

なお、土地に自立して設置する太陽光発電設備のうちメンテナンス時以外人が架台下に立ち入らず、架台下の空間を物品の保管等の屋内的用途に供しないものは建築物に該当しない旨を併せて周知する。」

すなわち、設置を促進(円滑化)するため、建築基準法の適用からあえて太陽光発電所を除外した経緯が明らかである。太陽光発電施設は、その形状から他の工作物より風を受けやすく、崩壊の危険度が高いと見られるべきところ、逆に規制を緩めたため、事故の多発を招いているのではないかと、そもそも発電量の不安定な変動電源であるため、バックアップ電源を必須とし、非効率である上、自然環境を壊すなど太陽光発電施設には問題が多いが、前記通達の結果、建築確認を受けない太陽光発電所が乱立し、「迷惑施設化」している現状に照らせば、少なくとも通達を見直し、建築確認を厳格化させる必要があると考える。政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一九第一〇八号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出太陽光発電と建築基準法に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島田洋一君提出太陽光発電と建築基準法に関する再質問に対する答弁書

御指摘の「崩壊の危険度が高い」、「逆に規制を緩めたため、事故の多発を招いている」、「前記通達」及び「迷惑施設化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「通達」が「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて(平成二十三年三月二十五日付)国住指第四千九百三十六号国土交通省住宅局建築指導課長通知。以下「平成二十三年通知」という。を指すのであれば、平成二十三年通知における御指摘の「電気事業法により十分な安全性が確保される太陽光発電設備など、他の法令の規定により建築基準法の規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものについて、同法が適用される工作物から除外する」点については、現在、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による規制が十分であるか否かを含め検討中であるところ、お尋ねの「見直し」の必要性について現時点でお答えすることは困難であり、また、平成二十三年通知における御指摘の「土地に自立して設置する太陽光発電設備のうちメンテナンス時以外人が架台下に立ち入らず、架台下の空間を物品の保管等の屋内的用途に供しないものは建築物に該当しない」点については、先の答弁書(令和七年十二月二日内閣衆質二一九第八三三)一についてお答えしたとおりである。

令和七年十二月四日提出  
質問 第一〇九号

特別児童扶養手当の所得制限に関する質問  
書

提出者 丸尾 圭祐

特別児童扶養手当の所得制限に関する質問  
主意書

特別児童扶養手当(創設当時の名称は重度精神  
薄弱児扶養手当)は、入所施設の不足を背景に精  
神又は身体に障害を有する児童について手当を支  
給することにより、これらの児童の福祉の増進を  
図ることを目的として昭和三十九年に創設された  
制度である。

本手当については創設当初より受給資格に所得  
制限が設けられているが、例えば厚生労働省が提  
示している所得制限の表によると年収が六百八十  
六・二万円に達した場合、手取りが年額六十八・  
一六万円減少する、いわゆる「崖」が発生する(一  
級障害の子が一名、収入は世帯主のみの場合)。  
また所得制限を回避するために働き控えをする、  
または必要な福祉サービスの利用を控えるなど本  
来の制度の趣旨を没却させるような状況が発生し  
ている。創設当時の平均世帯人数が四・四一人か  
ら令和六年現在では二・八四人に減少しているこ  
とが示すように、核家族化や女性の社会進出など  
の社会構造の変化により福祉サービスの重要性は  
高まっており、所得制限を撤廃して対象児童が公  
平に福祉サービスを利用できる環境を整備するこ  
とが必要である。

前記を踏まえて、特別児童扶養手当の所得制限  
に関して、以下質問する。  
一 制度創設当時の審議における小林武治厚生大

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

議長の報告

臣(当時)および黒木利克厚生省児童局長(当時)  
の衆議院社会労働委員会における答弁(昭和三十  
九年五月二十七日、昭和三十九年五月二十八  
日)によれば、当該手当の制度設計にあたり、  
その性格付けにおいて「所得保障」または「介護  
費」のいずれを採るかに於いて整理がつかなか  
かったことにより、不本意ながら児童扶養手当  
と同様の体系が採用され、その結果として所得  
制限が導入された旨が述べられている。その  
後、昭和四十一年の制度改正に際しては、竹下  
精紀厚生省児童家庭局長(当時)により、手当の  
性格整理を改めて行い、「介護費」としての性格  
づけを行った旨の答弁があった(昭和四十一年  
五月七日衆議院社会労働委員会)。また鈴木善  
幸厚生大臣(当時)は、同手当の所得制限は本来  
設けるべき性質のものではなく、将来的に所得  
制限を撤廃する方向で制度改正に取り組みたい  
旨を明らかにしている(昭和四十一年五月十一  
日衆議院社会労働委員会)。

以上の経緯を踏まえれば、当該手当の所得制  
限は性格整理との整合性を欠く状況にあると考  
えられるが、この点について政府の見解を明ら  
かにされたい。

二 一方、前述した性格整理があるにもかかわらず、昭和四十四年の制度改正に際し、渥美節夫  
厚生省児童家庭局長(当時)は、当該手当につい  
て「所得制限の規定があるため、所得保障の一  
環という性格を持つ」という趣旨の答弁を行っ  
ている(昭和四十四年六月四日衆議院社会労働  
委員会)。さらに昭和四十五年の審議において  
は、坂元貞一郎児童家庭局長(当時)より、「当  
該手当は所得保障的性格を基本とし、若干、介  
護料の意味合いを持つ」との答弁がなされてい

る(昭和四十五年五月十二日参議院社会労働委  
員会)。

すなわち、昭和四十一年当時において介護費  
として整理されていたにもかかわらず、その撤  
廃が実現されていないことを理由として、制度  
の性格を介護費から所得保障へと変化させたか  
のような状況が観察される。しかしながら、所  
得制限は本来設けるべき性質のものではなかつ  
たのであるから、所得制限があることを以て手  
当の性格を所得保障と解釈することには無理が  
ある。以上を踏まえるに、当該手当は所得保障  
ではなく介護費であると認識するのが妥当だと  
考えられるが、この認識について政府の見解を  
明らかにされたい。

三 令和七年十一月二十八日に開催された参議院  
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会  
における、小林さやか委員による昭和四十年代  
当時における所得制限は撤廃すべきものであるとす  
る答弁を厚生大臣が行っていたという指摘に  
対し、神谷政幸厚生労働大臣政務官は障害福  
祉サービスがまだ未整備であった昭和四十年代  
当時における厚生大臣答弁を指しているものと  
承知しておりますが、障害児に対して障害福祉  
サービスなどの支援が大幅に拡充した現在と状  
況が異なるものであると考えております」と答  
弁した。しかしながら、厚生労働省「社会福祉  
施設等調査」によれば、障害児入所施設の定員  
数は医療型を除きいずれも減少傾向にある。ま  
た、同省「令和四年生活のしづらさ」などに關す  
る調査に基づく推計によれば、特に精神障害  
者の施設入所者数は平成二十一年度以降一貫し  
て減少しており、令和四年度と比較した場合、  
入所者数は八・一万人減、入所率は三・六七%

減となっている。一方で在宅介護は増加傾向に  
あり、令和四年度の在宅介護率は九十五・八%  
に達し、現在では介護の大部分が在宅で行われ  
ている。

このように、制度創設の背景である入所施設  
の不足という観点に照らすと、当初と比べて状  
況が大きく異なるとは言いがたいように見受けら  
れる。この点につき、政府の見解を明らかにさ  
れたい。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一〇九号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿  
衆議院議員丸尾圭祐君提出特別児童扶養手当の  
所得制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送  
付する。

(別紙)

衆議院議員丸尾圭祐君提出特別児童扶養手  
当の所得制限に関する質問に対する答弁書

一及び二について  
特別児童扶養手当については、令和七年十二  
月四日の衆議院地域活性化・こども政策・デジ  
タル社会形成に関する特別委員会において、政  
府参考人が「制定当初などは施設入所による保  
護を志向しつつもその量が不足しているという  
時代背景もあって・・・介護費と位置づける答  
弁があったことは承知しておりますが、一方  
で、その当時から所得保障としての性格もある  
旨を政府側から答弁していたり、その後の時代  
の政府答弁でも所得保障としての位置づけで説  
明しているものもある」と答弁していると

り、「介護費」及び「所得保障」の両方の「性格」を有するものと認識しており、こうした認識の下、同手当の所得制限については、同年十一月十九日の衆議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「特別児童扶養手当・・・につきましては、全額公費負担の制度でありまして、その所得制限の基準額や手当額も、障害児の生活の安定に寄与する、そういう必要な範囲で支給するという制度の趣旨、あるいは、二十歳前に傷病を負った場合の障害基礎年金との均衡などを考慮して設定されております」と答弁しているとおりの仕組みとしており、御指摘のように「当該手当の所得制限は性格整理との整合性を欠く状況にある」とは考えていない。

三について  
お尋ねの「入所施設」による支援に関しては、御指摘の「制度創設」の「当初」は、一及び二について述べたとおり、「施設入所による保護を志向しつつもその量が不足している」状況にあった一方で、現在においては、例えば、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)において、「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」として、「障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である」等とした上で、障害児入所支援(児童福祉法、昭和二十二年法律第百六十四号)第七條第二項に規定する障害児入所支援をいう。)に係る必要な整備とともに、障害児通所支援(同法第六條の二の二第一項に規

定する障害児通所支援をいう。)等の充実を図り、障害児に対する支援全体として拡充を図ってきていることから、お尋ねのように「入所施設」の不足という観点のみで、「当初」と現在の「状況」を比較することは適当ではないと考えている。

令和七年十二月四日提出  
質問第一一〇号

「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書

提出者 山崎 誠

「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書

令和七年八月一日「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」並びに「六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分」に関する質問主意書を提出し、それらに対する答弁を令和七年八月十五日に受領した。しかし、答弁の内容が質問の趣旨に沿っていないもの、あるいは答弁されない内容もあることから、改めて政府の見解と対応を確認するため、再度以下質問する。

一 先の答弁では、平成六年(一九九四年)十一月十九日付科学技術庁長官から青森県知事あて回答文書で、原子力長計に記述された「最終処分」に関して国が責任を負う」及び、平成六年(一九九四年)十一月十五日付日本原燃(株)から青森県知事あて回答文書で「国の方針に則り、管理

期間を三十年間から五十年間」としている文言を踏まえれば、第一義的責任が政府にあると考えるが、政府の見解を示されたい、との質問に対し、答弁がなされていない。改めて政府の見解と対応を示されたい。

二 政府の責任は、青森県との搬出期限を守るために、事業者に指導や要請するだけでなく、具体的な対策を講ずるべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

三 先の答弁では、最終処分法で義務付けられている最終処分計画の策定を、平成二十年(二〇〇八年)以降策定をしなかった理由として、福島原発事故を受け、地層処分の技術的信頼性の再評価等最終処分に関する政策の見直しなどを行ってきたためと示されている。

1 技術的信頼性の再評価及び政策の見直しの具体的内容についての答弁が無いことから、改めて政府の見解を示されたい。

2 最終処分法で定められた最終処分計画の策定は政府の義務であり、基本方針の策定で最終処分計画の策定義務は免除されないことから、どのような環境、条件が整った場合に、最終処分計画を策定するのか。その内容及び時期について明らかにすべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

3 現時点において政府が目指している最終処分開始時期は、平成六年(一九九四年)策定の原子力長計で示した「二〇三〇年代から遅くとも二〇四〇年代半ば」なのか、それとも平成二十年(二〇〇八年)策定の最終処分計画で示した「平成四十年代(二〇三〇年代後半)なのか、それとも別にあるのか。政府が目指している最終処分開始時期とその根拠を示されたい。

4 最終処分場開始までに「調査、建設で三十年程度」の見直しについて、答弁では「技術の進展や住民合意形成の在り方等状況で変わり得るもので、一概に答えるのは困難」としている。しかし、これまで「三十年程度」と説明し、最終処分計画でも文献調査から処分場開始まで三十年程度と説明していることを踏まえれば、この答弁は矛盾していると考えられることから、これまで「三十年程度」と説明してきた根拠、理由について政府の見解を示されたい。

5 これまで政府は、文献調査に二年程度、概要調査に四年程度、精密調査に十四年程度、建設に十年程度必要と説明してきたが、既に八年経過しても概要調査に移行できないことから、各々の期間を見直し、「三十年程度」との説明を見直す必要があると考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

6 最終処分場が、二〇四五年四月二十五日までに開始できないことも考えられることから、政府として最終処分場以外に搬出することを、電気事業連合会と共に、期間を設けて検討すべきであると考えているが、政府の見解と対応を示されたい。

四 福島原発事故で発生した除染土の県外搬出を法で定めたように、六ヶ所村で一時貯蔵されている放射性廃棄物の搬出期限等を法で定めることを求めたことに対し、答弁では「福島原発事故による放射性物質による環境汚染が最も深刻で、住民が既に過重な負担を背負っていること等踏まえ、国の責任として法を制定した」としている。

ガラス固化体は、国の核燃料サイクル政策の一環として、六ヶ所村に一時貯蔵されているもので、それを受け入れている青森県民及び六ヶ所村民の様々な不安や苦悩は他の地域にはないもので、福島県民と同様、既に過重な負担を背負わせられていると考えられることから、福島県の除染土同様に、政府として責任を果たすために、政府が関係法令を国会に提出するよう努力すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

内閣衆質二一九第一一〇号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山崎誠君提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山崎誠君提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「第一義的責任が政府にある」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮にガラス固化体(使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第八条第一項の表第二号イに規定するガラス固化体をいう。以下同じ。)を含む特定放射性廃棄物の最終処分及び日本原燃株式会社(以下

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

議長報告

「日本原燃」という。)が運営する六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター(以下「貯蔵管理センター」という。)に貯蔵されているガラス固化体の搬出に関する「第一義的責任」についてのお尋ねであれば、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(平成六年六月二十四日原子力委員会決定において「高レベル放射性廃棄物の処分方策を進めていくに当たっては、国は、処分が適切かつ確実に行われることに対して責任を負う」としたことを踏まえ、特定放射性廃棄物の最終処分については、先の答弁書(令和七年八月十五日内閣衆質二二八第一二二号)四について述べたとおり、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号。以下「最終処分法」という。)第三十四条等に基つき、原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)が最終処分の実施主体とされており、政府は機構を監督の上、特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向け取り組むこととしている。

また、貯蔵管理センターに貯蔵されているガラス固化体については、先の答弁書(令和七年八月十五日内閣衆質二二八第一〇号。以下「第一〇号答弁書」という。)一及び二について述べたとおり、青森県及び六ヶ所村と日本原燃が締結した「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」(以下「協定書」という。)において、「ガラス固化体の一時貯蔵管理」・・・の期間・・・は、それぞれのガラス固化体について、貯蔵管理センターに受け入れた日から三十年間から五十年間とし、「日本原燃は、「管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力

会社に搬出させるものとする。」と定められていることから、ガラス固化体の発生者としての基本的な責任を有する、実用発電用原子炉を有する十社の電気事業者(以下「電気事業者」という。)が搬出の責任を負うものと認識しており、政府としては、日本原燃及び電気事業者に対し、協定書の内容を遵守するよう指導していく考えである。

三の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、地層処分に関するお尋ねの「技術的信頼性の再評価」を含めた、特定放射性廃棄物の最終処分に関する「政策の見直しの具体的内容」については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「東北地方太平洋沖地震」という。)及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の発生を受け、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会地層処分技術ワーキンググループにおいて、我が国の地質環境特性及び地質環境の長期安定性について審議を行い、最新の科学的知見に基づき、我が国において地層処分が技術的に実現可能であることを確認したことや、最終処分法第二条第十二項に規定する最終処分施設建設地(以下「最終処分施設建設地」という。)の選定を前進させるため「科学的特性マップ」(平成二十九年七月二十八日経済産業省資源エネルギー庁作成)を公表したことなどを指すものである。

三の2について

平成二十年三月十四日に閣議決定した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」(以下「最終処分計画」という。)について、政府として

は、最終処分法第四条第二項各号に掲げる事項について、原子力政策を取り巻く様々な状況を総合的に勘案し、御指摘の「基本方針」に即して、適切な時期に改定することを検討しているところ、お尋ねの「どのような環境、条件が整った場合に、最終処分計画を策定するのか」について、一概にお答えすることは困難である。

三の3について

お尋ねの「政府が目指している最終処分開始時期」については、最終処分計画において「平成四十年代後半を目途に最終処分を開始するものとする。」と示しているとおりでである。

三の4及び5について

最終処分施設建設地の選定に向けた調査及び最終処分法第十四項に規定する最終処分施設の建設に必要な期間として政府がお示している御指摘の「三十年程度」は、最終処分の実施主体である機構が、総合エネルギー調査会原子力部会(当時)が平成十一年三月二十三日に取りまとめた「総合エネルギー調査会原子力部会中間報告―高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方―」における「処分スケジュール」に基づき、諸外国の状況なども参考にしつつ、あくまで目安として示している期間を根拠としており、見直しが必要な性格のものではない。なお、実際に必要となる期間については、技術の進展や、個々の調査地点における安全審査、地域の合意形成の在り方などの状況に応じて変わり得るものであると認識している。

三の6について

お尋ねについては、第一〇号答弁書三の3の後段及び八の3について述べたとおりである。

四について

御指摘の「福島県の除染土の「搬出期限等）」について、政府としては、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が最も深刻な福島県においては、住民が既に過重な負担を負っていること等を踏まえ、総合的に判断した結果、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百二十号)を提出し、国会で可決されたものと承知している。一方、お尋ねの「関係法令」の意味するところが必ずしも明らかではないが、貯蔵管理センターに貯蔵されているガラス固化体の搬出については、ガラス固化体の発生者としての基本的な責任を有する電気事業者が行うものであると認識しており、政府としてガラス固化体について、御指摘の「搬出期限等」を定める法律案を国会に提出することは考えていない。

令和七年十二月四日提出  
質問 第一一 一 号

「リサイクル燃料貯蔵(株)に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問主意書

提出者 山崎 誠

「リサイクル燃料貯蔵(株)に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問主意書  
東京電力ホールディングス(株)及び日本原子力発電(株)とリサイクル燃料貯蔵(株)(以下むつ中間貯蔵施設)は、本年七月七日、青森県とむつ市

に「リサイクル燃料貯蔵(株)に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」(以下中長期計画)の検討状況を報告した。  
使用済核燃料は、再処理されなければ高レベル放射性廃棄物として地層処分されなければならないことから、青森県民、むつ市民の間には中間貯蔵施設から搬出されず、核のゴミ捨て場にされるのではとの不安が高まっている。

そのことから、青森県とむつ市は中長期計画の策定を国と事業者に要請し、国の指導により取りまとめられたものである。  
中長期計画は二〇九〇年代初頭までの長期間にわたる内容で、青森県民及びむつ市民の安全安心が永遠に確保され、国策に対する不安、不信、疑念が解消されるよう以下質問する。

一 中長期計画は、根拠が乏しい「想定」を前提条件として、様々な変動要因と不確実性を抱えている。  
二 そのため、五十年以内むつ中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に搬出されず、むつ中間貯蔵施設に長期間貯蔵されるのではないかと、あるいは六ヶ所再処理工場に搬出されるも同工場で再処理されず、長期間貯蔵されるのではないかと、といった不安、不信、疑念が高まったと考えるが、政府の見解と対応を示された。

2 中長期計画策定を指導した政府の責任として、同計画の内容の妥当性、確実性について検証し、国民、青森県民、むつ市民に説明すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

二 平成十七年(二〇〇五年)東京電力(株)と日本原電(株)が公表した事業計画は、東京電力(株)

の十七基の原発から発生する使用済核燃料は年間五百トン程度で、その内三百トン程度を六ヶ所再処理工場に、二百トン程度をむつ中間貯蔵施設に搬出し、日本原電(株)は、四基の原発から年間百トン程度発生し、内五十トン程度を六ヶ所再処理工場に、五十トン程度をむつ中間貯蔵施設に搬出する内容である。  
従って、中間貯蔵施設に年間二百五十トン程度を二十年間搬出し、貯蔵能力五千トンの施設が必要とされ、一棟目を三千トン、二千トンの計画としたものである。

しかし、その後福島原発事故等により、両電力会社では廃炉計画が示され、現時点では東京電力(株)は新潟柏崎刈羽原発の五基に、日本原電(株)は、敦賀二号機が原子力規制委員会から不合格とされたことにより、一基の原発運転計画であり、計画当初から環境が大きく変化している。

東京電力(株)の五基の原発から発生する年間使用済核燃料は二百トン程度で、日本原電(株)一基からは三十トン程度と見込まれ、いずれも全て六ヶ所再処理工場に直接搬出できる量である。  
一 原発から発生する使用済核燃料の量は六ヶ所再処理工場に直接搬出できる量であり、むつ中間貯蔵施設は必要ないと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

二 原発において使用済核燃料の貯蔵割合が高くなっている対策として、他電力会社のように原発内に貯蔵する対策を講じる方が、中間貯蔵施設の建設、維持管理、輸送のキャスクの製造及び輸送等の経済性を考慮すればより合理的と考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

三 六ヶ所再処理工場への搬入計画は、二〇三〇年から二〇六四年までは原発からの搬入が年間二百トンで、二〇六四年から二〇七四年までは、むつ中間貯蔵施設から年間三百トンを、二〇七四年から二〇八〇年代後半までは、原発から年間百トンを、更に二〇八〇年代後半から二〇九〇年代初頭まで、むつ中間貯蔵施設から年間三百トンの搬入計画となっている。

三 同施設の規模を四千トンから四千五百トンと見込んでいるが、両電力会社が想定している原発の数及び使用済核燃料の年間発生見込量とその内、六ヶ所再処理工場に搬出する量とむつ中間貯蔵施設に搬出を予定している量を明らかにする必要があると考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

四 平成十六年八月の東京電力(株)資料によれば、中間貯蔵施設建設費(暫定)として一千億円程度(この内七、八割は金属キャスク費用)と説明していることから、再処理工場、MOX燃料加工施設のようにむつ中間貯蔵施設の建設、維持、運営、輸送等に係る費用を公表すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

三 六ヶ所再処理工場への搬入計画は、二〇三〇年から二〇六四年までは原発からの搬入が年間二百トンで、二〇六四年から二〇七四年までは、むつ中間貯蔵施設から年間三百トンを、二〇七四年から二〇八〇年代後半までは、原発から年間百トンを、更に二〇八〇年代後半から二〇九〇年代初頭まで、むつ中間貯蔵施設から年間三百トンの搬入計画となっている。

一 原発の老朽化と原発の最長運転可能年数の六十を考慮すれば、両電力会社の既存の原発運転可能時期は二〇六〇年頃で、それ以降の原発運転計画は存在せず、中長期計画では、むつ中間貯蔵施設から搬出される担保にならない。  
従って、二〇三〇年以降の原発の新增設を含んだ運転計画を示す必要があると考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

三 六ヶ所再処理工場への搬入計画は、二〇三〇年から二〇六四年までは原発からの搬入が年間二百トンで、二〇六四年から二〇七四年までは、むつ中間貯蔵施設から年間三百トンを、二〇七四年から二〇八〇年代後半までは、原発から年間百トンを、更に二〇八〇年代後半から二〇九〇年代初頭まで、むつ中間貯蔵施設から年間三百トンの搬入計画となっている。

2 二〇三〇年から二〇六四年まで年間二百トン、二〇七四年から二〇八〇年代後半まで年間百トンとした根拠について、原発稼働予定基数を両電力会社がそれぞれ明らかにすべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

3 むつ中間貯蔵施設から搬入される二〇六〇年から二〇七四年及び二〇八〇年代後半から二〇九〇年代初頭までの間は、東京電力(株)、日本原電(株)から直接、六ヶ所再処理工場に搬入される使用済核燃料を見込んでいない理由について説明が必要であると考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

4 六ヶ所再処理工場への搬入計画があっても、プルトニウムの利用が進まなければ、六ヶ所再処理工場で再処理されず、長期間貯蔵されることになる。

一従って、二〇三〇年以降から二〇九〇年代初頭までの東京電力(株)、日本原電(株)のプルトニウム利用計画を示すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

四 東京電力(株)のプルトニウム保有量は、十三・五トンで(二〇二五年八月)使用済核燃料貯蔵量は六ヶ所再処理工場貯蔵量も含み、七千九百四十トン(二〇二五年六月末)であるが、同社のプルサーマル計画は住民の理解が得られない等で、策定されていない状況にある。

現時点で、プルサーマル計画を進めることが出来ない会社が、七十年、八十年先の原子力施設の安全性を確保し、プルサーマル計画を確実に進めることに、疑念と不安と不信を持っている国民、青森県民が多いと考える。

政府として、東京電力(株)に対し、早期にプルサーマル計画の公表を求め、その実施を見極めた上で、むつ中間貯蔵施設の操業可否を判断すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

五 資源エネルギー庁は、去る十一月十二日に青森市で開催された「第一回青森県原子力・エネルギー対策県民会議」に出席し、原子力・核燃料サイクル政策と取組について説明している。説明資料に、中長期計画について「福島の使用済核燃料について、福島県外への搬出計画が初めて具体化」との記述がある。

政府として、中長期計画で搬出が具体化したと認識しているのか、また政府としても、むつ中間貯蔵施設に搬出することを認め、推進する考えなのか、政府の見解と対応を示されたい。

六 むつ中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に搬入されるのが二〇九〇年代初頭までとなっているが、同再処理工場は未だ竣工せず、二〇九〇年代初頭以降も、同工場が安全性と安定性を確保し、操業することに大きな疑問と不安を持つ。政府は、同工場の長期安定性、安全性をどのように確保するか、政府の見解と対応を示されたい。

七 再処理工場で生成されるプルトニウム以外に、再処理量の九割を超える回収ウランが生成されるが、その活用は事業者もほとんど未着手のままで、国内でも現有量一万トン程度が存在すると思われるが、その活用が進まない原因と今後の活用方法とスケジュールについて、政府の見解を示されたい。

加えて、それぞれの電力会社等がどの程度保有しているのか、政府が把握している事業者別

の保有量を示されたい。  
八 むつ中間貯蔵施設には使用済MOX燃料を搬入しないことを、両電力会社は青森県とむつ市に約束している。

その一方で、将来、使用済MOX燃料の再処理施設として六ヶ所再処理工場を想定すると、第七次エネルギー基本計画に示されたことから、使用済MOX燃料の貯蔵、再処理に不安を感じている県民は多い。

1 今後の両電力会社の使用済MOX燃料発生見込量及び貯蔵場所と貯蔵期間を明らかにすべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

2 むつ中間貯蔵施設に搬入しないことを政府としても確認すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

3 使用済MOX燃料の再処理施設として、六ヶ所再処理工場が想定されているが、同工場以外の選択肢として、新たに建設することもあり得るのか。また再処理施設を決定する時期及び決定に至るまでのスケジュールと操業開始時期等について、政府の見解と対応を示されたい。

九 今後、六ヶ所再処理工場が本格操業し、プルサーマル計画が進行しても、既に大量のプルトニウムが保有されている状況は変わらない。一方で原発の老朽化により、再処理されない使用済核燃料が大量に発生することから、緊急避難的な「中間貯蔵政策」でなく、「全量再処理政策の見直し」が必要と考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一一一号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山崎誠君提出「リサイクル燃料貯蔵(株)に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問に対する答弁書。

(別紙)

衆議院議員山崎誠君提出「リサイクル燃料貯蔵(株)に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問に対する答弁書

一の1について

政府としては、令和七年七月七日に東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)、日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。)、及びリサイクル燃料貯蔵株式会社(以下「リサイクル燃料貯蔵」という。)、が青森県及びむつ市に対し「リサイクル燃料貯蔵(株)(RFS)」に関する中長期搬入・搬出計画について(以下「搬入・搬出計画」という。)を示したことにより、お尋ねのように「不安、不信、疑念が高まった」との認識が同県及び同市から示されたとは承知していない。

一の2について  
搬入・搬出計画に係るお尋ねの「内容の妥当性、確実性」については、その策定主体である東京電力、日本原電及びリサイクル燃料貯蔵(以下「リサイクル燃料貯蔵等」という。))が説明すべきものであり、政府としては、リサイクル燃料貯蔵等に対し、引き続き丁寧な説明を求めていく考えである。

二の1及び2について

東京電力及び日本原電が保有する使用済燃料の取扱については、東京電力及び日本原電において判断されるべきものであり、政府としてお答えする立場にない。

二の3及び三について

搬入・搬出計画は、リサイクル燃料貯蔵等が策定したものであり、政府としては、その内容についてお答えする立場にない。

二の4について

リサイクル燃料貯蔵が運営するリサイクル燃料備蓄センターに係るお尋ねの「費用」の公表については、リサイクル燃料貯蔵において判断されるべきものであり、政府としてお答えする立場にない。

四について

御指摘の「同社のプルサーマル計画」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、令和七年二月十四日に電気事業連合会が公表した「プルサーマル利用計画」において、東京電力はプルサーマルの実施について「立地地域の皆さまからの信頼回復に努めること、及び確実なプルサーマル消費を基本に、東京電力HDのいづれかの原子炉で実施」との方針を示しているものと承知している。また、現行法上、使用済燃料の貯蔵に関する事業に係る許認可については、電力会社のプルサーマルの実施状況を踏まえて判断するとはされていないことから、政府としては、リサイクル燃料貯蔵が運営するリサイクル燃料備蓄センターに係るお尋ねの「操業可否」について、東京電力のプルサーマルの実施状況に基づいて判断する立場にない。

前段のお尋ねについては、政府としては、搬

入・搬出計画に記載されているとおり「福島第一原子力発電所事故当時に福島第二及び福島第一、六号機と共用プールに貯蔵していた使用済燃料」について、東京電力が福島県外への具体的な搬出の計画を初めて示したものと承知している。

後段のお尋ねについては、東京電力が保有する使用済燃料の搬出先については、東京電力において判断されるべきものであり、政府としてお答えする立場にない。

六について

お尋ねについては、「エネルギー基本計画」(令和七年二月十八日閣議決定)において、日本原燃株式会社が運営する六ヶ所再処理工場について、「同工場の竣工後、安全性を確保した安定的な長期利用を行うため、メンテナンス技術の高度化、サプライチェーン・技術の維持など、中長期での取組が必要な項目について、官民で対応を進める」とこととしておりである。

七について

回収ウランは、実用発電用原子炉を有する電気事業者が保有するものであり、回収ウランの保有量に関する情報の公表の在り方や、お尋ねの「活用が進まない原因」を踏まえた「今後の活用方法」及び「スケジュール」については、当該電気事業者において判断されるべきものであることから、政府としてお答えする立場にない。

八の1及び2について  
東京電力及び日本原電が今後発生させる使用済MOX燃料の取扱いに係る方針及びこれに関する情報の公表の在り方については、東京電力及び日本原電において判断すべきものであり、

政府としてお答えする立場にない。

八の3について

政府としては、「エネルギー基本計画」において、「使用済MOX燃料の再処理については、国際連携による実証研究を含め、二千三十年代後半を目標に技術を確認するべく研究開発を進める」とともに、あくまでも研究開発を行う際の想定として「その成果を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定し、許認可の取得や実運用の検討に必要なデータの充実化を進める」としているところ、現時点で使用済MOX燃料の再処理に関する技術は研究段階にあることから、御指摘の「再処理施設」を具体的に決定できる段階にはないと認識している。

九について

御指摘の「全量再処理政策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、使用済燃料の再処理については、政府としては、「エネルギー基本計画」に記載したとおり、「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルサーマル等を有効利用する核燃料サイクルの推進」を一貫して基本方針としている。

令和七年十二月五日提出  
質問 第一一一二号

米国製自動車購入及び政府機関での活用にかかる政府案に関する質問主意書

提出者 福田 玄

米国製自動車購入及び政府機関での活用にかかる政府案に関する質問主意書  
政府は、米国のトランプ大統領来日に際し米

製の自動車を購入し、政府機関で活用することを検討していると聞き及ぶが、その実効性につき政府の見解を以下に質問する。

一 令和七年十月二十日の日本経済新聞によると「政府内で米自動車大手フォード・モーターのピックアップトラック「F-150」を百台購入する案が浮上している。国土交通省の地方整備局に導入し、道路やダムなどの点検などに使うことを想定する。」とあるが、これは事実なのか政府の見解如何。

二 米国製の自動車は通常左ハンドルであるが、我が国の公務員が業務上使用する車両であるから当然に日本仕様の右ハンドルにして納入させるといふ理解でよいのか政府の見解如何。

三 一般に、米国製の自動車の燃費は、日本製の自動車より悪いと聞かすが、政府が導入しようとしている米国製の自動車は当然に燃費は日本車並みによいという理解でよいのか政府の見解如何。

四 万一、燃費が悪い場合、当然に燃料費がかさむこととなり、これは血税にて賄うことになるが、そのことを政府は承知しているのか。また、燃料費がかさむことから車両の利用を控えることによって、公務がおろそかになる可能性はないと約束できるのか政府の見解如何。

五 万一、今般、購入されることが計画されている米国の自動車が故障した場合には、速やかに修理等に対応できる企業が日本には存在していないのではないかと危惧するところであるが、たとえば、先の日本経済新聞が報じているフォード社の場合、我が国に修理及び整備まで一貫して対応できる同社の代理店は存在しているのか政府の見解如何。

六 米国産の自動車にも色々あり、日本企業が米  
国で生産した自動車でもよいのではないかと思  
うところであるが、それでは米国が納得しない  
理由について政府の見解如何。

七 米国産の米企業の自動車を購入しなければな  
らないというのであれば、米国の自動車に乗り  
慣れない我が国の公務員に利用を強いるぐらい  
ならば、在日米軍に基地内での利用に限るとし  
て譲渡すればよいのではないかと考えるが政府  
の見解如何。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一一二号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿  
衆議院議員福田玄君提出米国製自動車購入及び  
政府機関での活用にかかる政府案に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福田玄君提出米国製自動車購入  
及び政府機関での活用にかかる政府案に関  
する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知しているが、御  
指摘の「案」については、令和七年十月十日の記  
者会見において、赤澤経済再生担当大臣(当時)  
が「F―1五〇についてはトランプ大統領のお  
気に入りなですかね。報道でよくトランプ大  
統領がフォードのF―1五〇をというのを口に  
されているのを私は承知しておりますので、  
きつとお気入りなかなというふうに思いま  
す。ただ、具体的な詳細で申し上げられること

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(一)

があるわけではありません。」と述べたとおりで  
あり、また、御指摘の「地方整備局に導入」する  
か否かについては、同月二十八日の記者会見に  
おいて、金子国土交通大臣が「御質問いただい  
た報道が以前あったことは承知しています。一  
般的に申し上げれば、公務に使用する車両は、  
使い勝手も含め当該業務に求められる要件等に  
照らして選定しており、地方整備局においても同  
様です。」と述べたとおりであり、現時点で何  
ら決まっていない。  
二から五まで及び七について

お尋ねについては、個々の報道を前提とした  
仮定の質問であり、お答えすることは差し控え  
たい。  
六について

お尋ねについては、他国の認識に関するもの  
であり、政府としてお答えする立場にない。

令和七年十二月五日提出  
質問第一一三三号

存立危機事態に関する質問主意書

提出者 岡田 克也

存立危機事態に関する質問主意書

令和七年十一月七日の衆議院予算委員会におけ  
る高市内閣総理大臣答弁及び令和七年十一月二十  
八日の衆議院外務委員会における茂木外務大臣の  
答弁に関連して、以下質問する。

一 ある事態が、存立危機事態に該当するか否か  
の判断は、武力攻撃事態等及び存立危機事態に  
おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の  
安全の確保に関する法律第二条第四号に定義す  
る「我が国と密接な関係にある他国に対する武

議長の報告

力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅  
かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利  
が根底から覆される明白な危険がある事態」の  
要件及びこれを補足する政府の国会答弁に該当  
するか否かを政府が客観的かつ合理的に判断す  
ることによってなされると考えるが、政府の見  
解を求める。

二 政府は「一般に、いかなる事態が存立危機事  
態に該当するかについては、事態の個別具体的  
な状態に即して、政府が持ち得るすべての情報  
を総合して客観的かつ合理的に判断するもので  
ある」としている。これは政府の裁量により存  
立危機事態の決定が行われることを意味するも  
のではなく、あくまでも前掲の存立危機事態の  
法律上の定義及びこれを補足する政府の国会答  
弁に該当するか否かを客観的かつ合理的に判断  
することを述べたものであるのか確認する。

三 高市総理は、十一月七日の予算委員会におい  
て、「だけれども、それが戦艦を使って、そし  
て武力の行使も伴うものであれば、これはどう  
考えても存立危機事態になり得るケースである  
と私は考えます。」と武力攻撃が発生した  
ら、これは存立危機事態にあたる可能性が高い  
というものでございます。」と答弁。「これはど  
う考えても」「可能性が高い」と答弁したこと  
は、存立危機事態の認定がその定義及びこれを  
補足する国会答弁に即して客観的かつ合理的に  
なされるべきであるにもかかわらず、あらかじ  
め予断を与えかねないものであり、内閣総理大  
臣の発言として誤解を招きかねないものだった  
のではないかと考えるが、政府の見解を求め  
る。また、政府として前掲の高市総理答弁が適  
切であったとするのであれば、今後とも同様の

答弁が政府により繰り返されることはあり得る  
と考えるのか確認する。

四 存立危機事態の定義にどのような場合が該当  
するかの議論は、平成二十七年の通常国会等に  
おいて安倍総理からホルムズ海峡における機雷  
の事例、邦人輸送中の米艦の事例、我が国に対  
するミサイル攻撃等に対応する米艦の事例等を  
挙げ具体的説明がなされ、国会において詳細な  
質疑がなされた。これは、存立危機事態の定義  
や武力行使の前三要件を満たさないケースに該  
当すれば、違法であるだけでなく、違憲となる  
可能性があることから、国会においてケースに  
即して厳しい審議がなされたものである。今  
後、具体的ケースに即して国会における議論が  
なされないとするは、憲法や法律に反する運用  
がなされる可能性のチェックを国会が放棄する  
ことになりかねない。政府として、戦略的に曖  
昧さを残すことの必要性は否定すべきでない  
と考えるが、これはいままでも、必要に応じて政  
府答弁において工夫してきたところである。十  
一月二十八日の衆議院外務委員会における茂木  
外務大臣の答弁が、国会において国会議員が存  
立危機事態に関して、具体的事例に即して質問  
することを封鎖することを意味するものであつて  
はならないと考えるが、政府の見解を求める。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一一三三号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員岡田克也君提出存立危機事態に関す  
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡田克也君提出存立危機事態に  
関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「これを補足する政府の国会答弁」及び「政府の裁量により存立危機事態の決定が行われる」の具体的の意味するところが必ずしも明らかではないが、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二条第四号において、存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう」と規定されているところ、一般に、いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなるものであるというのが政府の見解である。

三について

お尋ねの趣旨並びに「誤解を招きかねない」及び「同様の答弁」の具体的の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなるものであるというのが政府の見解であり、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号)

が成立して以降、その旨を一貫して答弁してきている。

四について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年十二月五日提出  
質問 第一一四号

いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等  
に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書

令和七年五月十六日、いわゆる能動的サイバー防御法が成立し、同月二十三日に公布された。同法は、通信情報の非同意取得等の一部を除き、公布日から一年六月以内施行されるものとなっている。同法により、我が国政府や企業を標的とした重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、安全保障を図る観点から、重大なサイバー攻撃を未然に排除し、被害発生・拡大を防止することができることになった。サイバー空間が国内外で重要な役割を果たす今日において、サイバー空間の安全を確保するための、いわゆる先制的措置の発動権限を政府に認めた点において、世界においても画期的な法律だと評価する。

しかしながら、第二百十七回国会中に提出した質問主意書(第二九七号)(以下「前質問主意書」という。)で私が指摘したように、サイバー攻撃(予備行為)の検知に基づき、他国のサイバーやネットワーク空間に対して日本がいわゆる防御措

置を講じる場合、当該国より主権侵害として日本政府に重大な措置(対抗措置)が講じられる可能性がないとは言えない。そこで、政府に重ねて、以下質問する。

一 前質問主意書に対し、政府は、改正後の警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三百三十六号)の国際関係危害防止措置が「国際法上許容される範囲内で行われていることに関する他国に対する説明の在り方については、個別具体的な状況に応じて様々であると考えており、・・・一概にお答えすることは困難である」と答弁したが、では政府がいう「国際法上許容される範囲内」とは、どの国際法規を意味し、どのように適法性が担保できると考えるのか、明示いただきたい。

二 前質問主意書において言及した北大西洋条約機構(NATO)のサイバー防御センターの下で専門法律家チームがまとめたタリン・マニユアル二・〇では、他国領域でのサイバー活動が主権侵害に該当する可能性が指摘されている。政府は、この基準をどのように解釈しているのか。

三 前質問主意書に対する政府の答弁では、能動的サイバー防御活動の域外適用の違法性阻却事由について、明確な回答が示されなかった。日本の能動的サイバー防御活動の対象となったサイバー等の所在国から抗議や対抗措置が発動された場合、政府は、どのような外交的・法的反論を準備しようとしているのか。

四 内閣官房の公開情報によれば、サイバー攻撃関連通信の約九十九%が国外から発信されていることから、能動的サイバー防御活動の実施に

において、国外サイバーへのアクセスが必要不可欠となりうる。一部の規定を除き、令和八年十一月末までに順次施行される能動的サイバー防御法の有効性・実効性を担保するために、二国間若しくは多国間協力の枠組みづくりが必要だと考える。この点につき、政府は、今年五月に行われた中谷元(当時)防衛大臣とヘグセス米国防長官との会談で、能動的サイバー防御措置を含むサイバー分野での協力を強化する方針について一致が見られたとする一方で、第二百十七回国会令和七年五月十五日の参議院内閣委員会において、「アクセス・無害化措置の実施に当たり、・・・他国との協定、これが必要であるとは考えておりません。他方、我が国の措置について国際社会から理解を得ていくことは重要であり、関係省庁と連携し、国際社会に説明していく考えてございます」と答弁した。我が国が能動的サイバー防御措置を発動した場合、他国との協力・協定なしに、どのように能動的サイバー防御法の有効性・実効性を国際社会に担保し、また国際社会から何を根拠に理解を得ていくのか。政府の見解を示されたい。

五 前質問主意書に対する政府答弁には、域外に対するアクセス・無害化措置が国際法上許容される範囲内で行われることを確保するための措置として、外務大臣との事前協議が挙げられているが、適法性の具体的な判断基準を国内法上明確にする必要性については何も触れられていない。しかしながら、この判断基準を明記しないまま運用を認めることは、法的安定性の欠如になるのではないか。政府の見解をお示しいただきたい。



「それは本来あるべき姿ではない」とは、具体的にどのようなことがあるべき姿ではない、ということか。また、あるべき姿に戻すために政府はどのような取組をするおつもりかお示し願いたい。

また、回答を得た八つの病院の回答内容を詳細にお示し願いたい。他の大学病院の実態についても調査をしていただきたいが、いかがか。

二 また、例えばダビンチ等の先端機器を使った手術は術後が良いが、保険適用の国内患者に使うと利益がでないために使用を控える一方で自由診療の外国富裕層患者には使用をしている、といわれている。このように、先端医療を国内患者には使わず、海外富裕層患者に使う、という実態を政府は把握しているか。そのような実態を把握していなければ調査をして実態把握をすべきと考えるがいかがか。そのような実態があるとすれば問題であると考えるか。また、どのように解決すべきと考えるか、お示し願いたい。

答弁については答弁漏れの無きようにお願いしたい。  
右質問する。  
内閣衆質二一九第一一五号  
令和七年十二月十六日  
内閣総理大臣 高市 早苗  
衆議院議長 額賀福志郎殿  
衆議院議員長妻昭君提出中国等の富裕層患者誘致による大学病院経営改善策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出中国等の富裕層患者誘致による大学病院経営改善策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「それは本来あるべき姿ではない」との答弁は、大学の附属病院の果たすべき主な役割は医師等の養成を行うこと、高度の医療技術の研究及び開発を行うこと並びに患者に高度の医療を提供することであるところ、病院の経営の改善を目的としてやむを得ず過度に診療を行うことにより、それらの役割を十分に果たし得ないことは、大学の附属病院のあるべき姿ではない旨を述べたものであり、政府においては、大学の附属病院の教育及び研究に係る機能の強化に向けて、例えば、令和七年度補正予算案において、教育及び研究に要する人件費等に係る支援に必要な経費を計上しているところである。また、お尋ねの「八つの病院の回答内容」の「詳細」については、御指摘の答弁における「調査」に対して「外国人(海外からの来日者患者)」の「受け入れを推進するための特別な対応」を行っている旨回答した六病院が当該対応を行った理由として、「厳しい病院経営を踏まえて、自己収入を増加させるため」、「医療ツーリズムの受け入れを増やし、病院の収入を増加させるため」、「医療ツーリズムの市場拡大への対応に向け、外国人患者の受け入れ体制を強化するため」、「外国人からの問い合わせ、外国人の旅行者の受診が増加しているため」、「日本の先端医療を求めて来日する外国人患者が増加している現状に対応するため」、「国際的な医療ニーズに応えることで、病院の信頼性と評価を高めるため」及び「政府が掲げる「訪日外国人に対する適

切な医療等の確保に向けた総合対策」に基づき取り組み」この回答があったところである。さらに、お尋ねの「他の大学病院の実態」について、現時点において調査を行う予定はない。

二について  
大学の附属病院におけるお尋ねの「先端医療を国内患者には使わず、海外富裕層患者に使う、という実態」について、各大学の附属病院における診療行為の内容は、個々の患者の症状等にに応じて各大学の附属病院において医学的な観点から判断されるべきものであり、その判断の過程等については、政府として把握しておらず、また、調査を行う予定はない。また、「そのような実態があるとすれば問題であると考えるか。また、どのように解決すべきと考えるか」については、各病院における治療法の選定の背景には様々な事情があると考えられ、また、政府として当該事情を把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、政府としては、大学の附属病院において、一について述べた役割を十分に果たすとともに、患者に適切な医療が提供されることが重要であると考えている。

私が国では、キャッシュレス決済の普及が政策的に推進され、加盟店におけるクレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコード決済等の導入が急速に進んでいる。これに伴い、カード決済において中心的役割を担うアクワイアラ(加盟店契約会社)の影響力は、クレジットカード決済の仕組みのみならず、国民生活に対して大きくなりつつあると考える。

アクワイアラは、加盟店審査、売上金の立替払い、国際ブランドネットワークとの接続、決済端末の管理、決済データの保持といった多岐にわたる業務を行っており、その機能は単なる金融サービスを超えて、決済インフラとしての「準公共的性格を帯びつつある」と考える。特に、医療機関、公共交通、公共料金、教育機関等におけるキャッシュレス化の進展に伴う加盟事業者の裾野の広がりにより、アクワイアラが事実上のゲートキーパーとして機能する場面は増加していると考えられる。

我が国におけるアクワイアラ業務は、加盟店契約の透明性、審査の基準、決済端末のロックイン構造、QRコード決済との非互換性、不正利用対策の標準化不足、決済データの集中が競争政策上の課題を生む可能性など、制度上の論点は多岐に及ぶ。

また、加盟店の入金サイクルや手数料の格差、加盟店審査における中小事業者の排除、決済代行事業者(PSP)を介する三層構造における責任の不明確性など、現場レベルでの課題も存在すると承知している。

さらに、国際的には決済インフラの標準化や統合、不正利用対策基準の明確化、クラウド型のアクワイアリング、オープンAPI化などが進展している。我が国はこれらにどのように対応し、将来的に中央銀行デジタル通貨(CBDC)が導入さ

れた場合にアクワイアラ制度がどのように転換され得るかについても、見通しが求められていると考える。

一 アクワイアラ制度の公共的性格に関する政府の認識について  
 キャッシュレス決済が公共交通、医療機関、公共料金支払い等にも浸透する中、アクワイアラが支払い手段としての公共的インフラの担い手として機能しているとの指摘がある。

二 加盟店手数料及び契約条件の透明性に関する制度的課題について  
 加盟店手数料、入金サイクル、端末費用その他の条件がアクワイアラごとに大きく異なり、特に中小事業者にとって実質的な交渉力が乏しいとの指摘がある。

三 アクワイアラの寡占状況及びイシューとの垂直統合に関する競争上の影響について  
 大手グループによるアクワイアラ業務の集中や、イシューとの垂直統合が競争に与える影響について、公正な取引を確保する観点から政府はどのように評価しているか。

四 地方におけるアクワイアラ機能の実態と地域格差について  
 地方部や観光地におけるアクワイアラの契約環境、加盟店審査、端末導入の容易性等に地域差が存在する可能性が指摘されているが、政府は地域格差の実態についてどのように評価しているか。

五 決済代行事業者(PSP)を介する多層構造における責任所在について  
 加盟店、決済代行事業者、アクワイアラ、国際ブランドと進む多層構造による決済により、不正利用や情報漏えい発生時の責任が不明確となる事例があると承知している。

六 加盟店審査における中小・個人事業者排除の実態について  
 アクワイアラによる加盟店審査落ちの件数・理由・業種別・規模別の実態を政府は把握しているか。把握していないのであれば、キャッシュレス推進政策との整合性を踏まえ、加盟店審査の透明性確保や実態調査の必要性について政府の見解を示された。

七 決済端末(CAT端末・POS端末等)のロッキン構造と標準化について  
 決済端末の仕様がアクワイアラごとに異なるため、加盟店が乗換えを行う際に端末再購入等の負担が生じ、競争が阻害されているとの指摘がある。

八 カード決済とQRコード決済のインフラ分断による非効率性について  
 我が国ではカード決済とQRコード決済が別インフラとして運用されており、加盟店における導入コストの二重化が生じている。

九 アクワイアラ制度の見直しの必要性について  
 キャッシュレス比率の上昇、フィンテックの進展、QR決済等の多様な決済手段の普及を踏まえ、アクワイアラ制度の在り方を検討し、包括的見直しを行う必要性があると考え、政府の見解如何。

十 中央銀行デジタル通貨(CBDC)導入後のアクワイアラ制度の再定義について  
 CBDCが本格的に導入された場合、国際ブランドネットワークに依存しない新たな決済方式が普及し、アクワイアラの役割が大きく変容する可能性がある。

CBDC導入後のアクワイアラの必要性、業務範囲、制度上の再定義について、政府の中長期的見解を示された。

内閣衆質二一九第一一六号  
 令和七年十二月十六日  
 内閣総理大臣 高市 早苗  
 衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出アクワイアラ制度の公共性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
 衆議院議員八幡愛君提出アクワイアラ制度の公共性に関する質問に対する答弁書

一について  
 お尋ねの「公共性を有する業務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の

「アクワイアラ」と取引を行う、クレジットカードを利用した商品の販売等を行う販売業者等(以下「加盟店」という)は、御指摘の「公共交通、医療機関、公共料金支払い」を含む様々な分野に拡大しているものと認識している。

二について  
 お尋ねの「現行制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「手数料や契約条件に関する透明性確保」について、政府としては、令和四年三月二十二日に経済産業省が公表した「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会とりまとめ」の公表について(令和四年四月十四日付公取調第十二号・二〇二二〇四一商局第一号

公正取引委員会事務局経済取引局取引部長及び経済産業省商務・サービス審議官連名通知)を、同省から「クレジットカード取引に関するインターチェンジファイアの標準料率及びインターチェンジファイアの平均的な料率の公開について(要請)」(令和四年四月十四日付け二〇二二〇四一―一商局第二号経済産業省商務・サービス審議官通知)を、それぞれ発出したところである。

その後、令和七年四月十四日の参議院決算委員会において南経済産業省大臣官房商務・サービス審議官(当時)が「経済産業省では、二十二年十一月に、クレジットカード会社間でやり取りするインターチェンジファイアの標準料率公開や、クレジットカードのコスト情報についてアクワイアラーから店舗への説明を促す取組などを進めまして、手数料の透明化に取り組んでまいりました。このような中、複数事業者から書店を含む中小加盟店向けの低廉な手数料の決済サービスが昨年末頃から提供され始めております。」と答弁したとおり、これらの通知を受け、民間事業者における取組が進んでいるところであり、政府としては、事業者間の競争環境の変化を引き続き注視していく考えである。

三について  
お尋ねの趣旨が明らかではなく、また、御指摘の「大手グループによるアクワイアラ業務の集中」及び「イシユアとの垂直統合」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

御指摘の「地方部や観光地におけるアクワイ

アラの契約環境、加盟店審査、端末導入の容易性等に地域差が存在する可能性が指摘されている」及びお尋ねの「地域格差」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について  
お尋ねの「公平な責任分担」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「不正利用や情報漏えい」を防ぐため、政府としては、割賦販売法(昭和三十六年法律第五百五十九号)第三十五条の十六第一項において、御指摘の「加盟店、決済代行事業者、アクワイアラ」を含むクレジットカード番号等取扱業者に対し、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、同法第三十五条の十七の十五において、加盟店を含むクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者に対して利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講ずることを義務付けている。

六について  
お尋ねの「加盟店審査」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。その上で、政府としては、割賦販売法第三十五条の十七の八第一項において、御指摘の「アクワイアラ」を含むクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、加盟店との契約に当たって、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正

正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項の調査を義務付けている。

七について  
御指摘の「加盟店が乗換えを行う際に端末再購入等の負担が生じ、競争が阻害されている」及びお尋ねの「端末仕様やAPI等」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

八について  
お尋ねの「統合型インフラ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「カード決済」及び「QRコード決済」を含む決済手段については、個々の事業者がその判断に基づいて選択するものであり、お尋ねの「決済手段間の相互運用性向上」については、民間事業者において必要に応じて検討されるものと認識している。

九について  
お尋ねの「アクワイアラ制度」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

十について  
御指摘の「CBCDC」については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において「中央銀行デジタル通貨(CBCDC)」について、政府及び日本銀行は、諸外国の動向等も踏まえ、中間整理に基づき検討を深め、制度設計の大枠の整理として、主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにする。」としておりであり、お尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

令和七年十二月五日提出  
質問第一一七号

法医人材の育成及び確保に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

法医人材の育成及び確保に関する質問主意書

近年、我が国では高齢化に伴う多死社会の到来により、死因究明の重要性が一層高まっている。死亡数の増加に伴い、事故死、虐待が疑われる死亡、医療・介護関連死、薬物中毒死など、精密な検証を要する事例も確実に増加している。また、新興感染症や薬物乱用等の兆候は死亡事例の分析から初めて把握されることが多く、公衆衛生や安全保障の観点からも、死因究明体制の強化は不可欠である。こうした状況下において、死因を誤認したまま火葬に至る事例が増えることは、事件・事故・虐待の見逃しや医療安全の確保にも深刻な影響を及ぼすと考えられる。

死因を正確に知りたいと願う遺族の希望に応じられない事態が生じることが、人道上も看過し得ない。解剖を希望しても、地域の体制や人員不足のため実施できないことがあつてはならず、その点からも死因究明体制の整備は喫緊の課題であると考えられる。

さらに、警察が扱う異状死体は年間約十六万体に上り、現在の法医学解剖総数は、二十年前の一・五倍(およそ一万八千体)となつておりと承知している。このように死因究明の必要性が急速に増大している一方で、大学の法医学講座に常勤する法医医師は全国で百五十名程度にとどまり、後継者不足と過重労働が深刻化している。

法医の新規認定者数は年間平均五名前後にすぎず、地域によっては一人の教授が年間数百件の解剖を担っているとの報告もある。監察医制度が整備されているのは東京都、大阪市、名古屋市、神戸市の四地域のみであり、地方では死因究明の機会そのものが制約されている。

死因究明等推進基本法の趣旨を踏まえれば、法医の確保と育成は、国民の安全・安心を支える公共的基盤であると考えらる。

よって、政府に対し、以下質問する。

- 一 法医人材に関する現状認識について
  - 1 大学等に常勤する法医学講座所属の法医医師の人数、司法解剖件数、異状死体取扱件数の推移を、それぞれ直近十年間について、可能な限り示されたい。
  - 2 法医医師一人当たりの平均解剖件数及び勤務実態について、政府としてどのように認識しているか示されたい。

二 後継者不足の要因分析について  
法医を志望する医師が増えない理由として、過重労働、給与水準、社会的評価、キャリアパスの不透明さなど、複合的要因が指摘されている。

これらの要因分析を踏まえ、これまでの死因究明等に係る人材の育成等の成果と課題をどのように総括しているか。

三 地域格差の是正について  
監察医制度が未整備の道府県においては、司法解剖体制の脆弱さが死因究明率の低下を招いていると指摘されている。

1 全国的な監察医制度の拡充、または広域連携による法医支援体制の整備を検討しているか。

2 地方大学における法医学講座の存続支援や、共同解剖センターの整備についての方針を明らかにされたい。

四 待遇改善とキャリア形成支援について  
法医人材の安定的確保には、給与・労働時間・心理的サポートなどの待遇改善が不可欠である。

1 政府は、法医学を専攻する大学院生や若手医師に対する奨学金、リカレント教育、専門医制度上の優遇措置などを新たに講じる考えがあるか。

2 大学教員としての職位確保や、地方勤務後のキャリア転換支援など、長期的なキャリアパス整備についての見解を示されたい。

五 多機関連携とデータ基盤整備について  
死因究明には、法医のみならず法歯学、放射線診断学、薬毒物分析、情報科学など多領域の専門家連携が求められている。

政府は、こうした多職種連携による総合的死因究明ネットワークの構築、及び全国的な死因データベース整備をどのように進めているか示した上で、その運営において、法医人材の教育・研究負担を軽減するための支援策を検討しているか見解を明かされたい。

六 司法解剖率及び国際比較に関する政府認識について  
1 我が国の司法解剖率は一割未満にとどまり、欧州諸国をはじめとする主要国では二割から四割程度に達するとの国際的比較が指摘されている。この解剖率の差は、死因究明体制、人材数、制度設計のいずれにも起因するとされるが、政府はこうした国際比較をどのように把握しているか。

2 死因究明等推進基本法の理念に照らし、我が国の司法解剖率の現状を課題と認識しているか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一一七号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗  
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出法医人材の育成及び確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出法医人材の育成及び確保に関する質問に対する答弁書

一の1について

変更前の「死因究明等推進計画」(令和三年六月一日閣議決定、令和六年七月五日全部変更)において、「死因究明等に関する各地方公共団体の実態を把握し、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを取得するため、令和三年度から定期的に・・・施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査を行う」としていることに基づき、同年度から毎年度、大学等の法医学教室の体制及び実績に係る実態調査を行っており、同年度から令和六年度までの各年度における

①大学等の法医学教室に所属する常勤医師の人数、②大学等における異状死体(死体又は妊娠四年以上の死産児)(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十一条)のうち医師が「検案して異状があると認めた」ものをいう。)等の取扱件数及び③②のうち大学等における司法解剖の

実施件数をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

令和三年度 ①百五十八人 ②一万九千三百七十四件 ③九千二百二十七件

令和四年度 ①百五十二人 ②二万二千六百四件 ③一万五千九百九十九件

令和五年度 ①百八十八人 ②二万三千五百六十二件 ③一万七千九百三十三件

令和六年度 ①百五十二人 ②二万二千八百二十六件 ③一万五千七百七十二件

一の2について  
大学等の法医学教室に所属する医師に係るお尋ねの「一人当たりの平均解剖件数」については、令和六年度においては約九十六件であると承知しているところ、「死因究明等推進計画」において記載しているところ、「大学の法医学教室において、今後定年退職を迎える法医学者が更に増えていく見込みの中、未だ常勤の医師が一人で、解剖を補助する人材も少ない状況が見受けられるなど、その体制の脆弱性が課題となつて」と認識している。

二について  
政府としては、「令和六年度政府が講じた死因究明等に関する施策」(以下「令和七年版死因究明等推進白書」という。)において記載しているとおり、「平成二十九年以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する・・・法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公私立大学の取組に対して必要な経費を支援」とともに、「令和三年度からは・・・近隣の大学、その所在する地方公共団

体等と連携し、法医学分野を旨とする大学院生の養成を支援しているところであり、これにより、令和三年度からの四年間で四十二名の法医学分野の医師を養成するに至っており、一定の成果を上げておられると考へている。一方で、死因究明に係る人材の育成及び確保は、引き続き喫緊の課題であると認識しており、今後とも必要な施策を講じていくこととしている。

お尋ねの「全国的な監察医制度の拡充」については、監察医を置くべき地域を定める政令(昭和二十四年政令第三百八十五号)において定められた地域を全国的に「拡充」することについての「検討」は、現時点において行っていない。また、「広域連携による法医支援体制」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府においては、都道府県間で都道府県の区域を越えて解剖を実施する医師を派遣することに對する助成等は行っていないものの、例えば、令和七年版死因究明等推進白書において記載しているところ、「都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や遺族の承諾を得て、医師等の判断による解剖・・を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業を」死因究明拠点整備モデル事業」として行っているところである。

三の1について

お尋ねの「若手医師に対する奨学金」については、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、「法医学を専攻する大学院生」に対する奨学金については、「法医学を専攻する大学院生」を含めて、政府において、高等教育段階における教育費の負担軽減に取り組んでおり、例えば、独立行政法人日本学生支援機構による貸与型奨学金事業の充実を図ってきたところ、新たに「法医学を専攻する大学院生」を対象とした奨学金を創設することは、現時点において考へていない。また、お尋ねの「リカレント教育」については、令和七年版死因究明等推進白書において記載しているところ、「臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援」してきたところである。お尋ねの「専門医制度上の優遇措置」については、お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の1について

お尋ねの「多職種連携による総合的死因究明ネットワークの構築」については、「総合的死因究明ネットワーク」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、例えば、各都道府県内の死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うため、都道府県警察、大学、都道府県医師会、都道府県歯科医師会、地方検察庁、海上保安庁等の関係機関からなる死因究明等推進地方協議会が全ての都道府県に設置されているものと承知しており、政府としては、令和七年版死因究明等推進白書において記載しているところ、「関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の活用に向けた協力等を求めている」ところである。また、お尋ねの「全国的な死因データベース整備」については、例えば、令和七年版死因究明等推進白書において記載しているところ、「異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用している」ところである。

五について

その上で、お尋ねの「多職種連携による総合的死因究明ネットワークの構築」及び「全国的な死因データベース整備」の「運営」における「法医人材の教育・研究負担を軽減するための支援策」については、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

六の1について

御指摘の「司法解剖率」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「我が国の司法解剖率は一割未満にとどまり、欧州諸国をはじめとする主要国では二割から四割程度に達するとの国際的比較」に係る「指摘」については、政府として承知していないが、警察庁に設置された「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」が平成二十三年四月に公表した「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」において、「海外調査対象国における法医解剖等の現状」として、スウェーデン王国等と我が国との間の「異状死体の解剖率」等に係る比較が報告されているものと承知している。

六の2について

お尋ねの「司法解剖率」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、司法解剖については、その司法解剖に係る死体について、その死亡が犯罪によることが明らかの場合又はその死亡が犯罪による疑いがあり、死因等を明らかにするため必要がある場合に、検察官、検察事務官又は司法警察職員から刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百二十三条第一項の規定に基づき鑑定を嘱託を受けた鑑定人において、同法第二百五条第一項の裁判官の許可を受けて行っているところ、都道府県

政府においては、法医学分野の医師等を旨とする大学院生の養成等を近隣の大学等と連携して行う大学に対し、当該大学の教員の給与等に要する経費の一部を補助する事業を行っているところであり、引き続き、こうした取組を通じて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

警察等において、それぞれの事案ごとに、死体及び現場の状況、各種検査の結果、立ち会った医師の意見等を勘案し、個別に解剖の要否が適切に判断されているものと承知しており、死因究明等推進基本法(令和元年法律第三十三号)第三条の基本理念に沿っているものであると考えている。

令和七年十二月五日提出  
質問 第一一八号

SORA2と著作権法第三十条の四に関する  
第三回質問主意書

提出者 八幡 愛

SORA2と著作権法第三十条の四に関する  
第三回質問主意書

私が提出した質問に対する政府答弁書(内閣衆質二一九第七四号)において、政府は「平将明デジタル大臣が令和七年十月七日の記者会見において「オプトイン方式」に言及した事実はない」とした。たしかに当該日の記者会見を掲載する公式ウェブページに、直接的にオプトイン又はオプトアウトに言及した文言は掲載されていなかった。この点について、私の質問に足りない部分があったことを率直に認める。

その上で改めて申し上げるが、私が最初の質問及び再質問で一貫して政府に確認を求めているのは、平大臣の十月七日の記者会見を起点とした公的発言において、「オプトイン方式とは何を指すのか」である。

- すなわち、
- ・ 著作物の「学習段階」における事前の利用許諾を指すのか
- ・ それとも「生成・出力段階」における利用制御を指すのか

政府として、閣僚の発した言葉に関して公式理解を明確にすべきである、というのが本質問の中心である。

実際、日本経済新聞二〇二五年十月十三日付電子版記事「平将明デジタル相、オプトインAIに「事前同意」要請 動画生成の著作権で」には、十月七日の大臣記者会見を前提とした上で、平大臣が十月十二日のTBS番組で「オプトイン」の方式をとるようオプトインAIに要請した旨の記述がある。こうした報道は、大臣自身の説明や議論を前提とするものである。

さらに、政府は答弁書「内閣衆質二一九第一九号」において、「いわゆる「オプトイン」は、権利者の事前の許諾を意味する言葉として用いられているものと認識している。」としているが、平大臣が前述のテレビ番組で言及した「オプトイン」の方式という言葉の意味を正確にすることはAIに関する国民的議論においても極めて重要であると考え

よって、以下改めて質問する。

- 一 平将明デジタル大臣は、令和七年十月十二日のテレビ番組出演において、「OpenAIには、きちんと権利処理をさせていただきようお願している」と述べたうえで、「AIの学習データについても、事前の同意を得るオプトイン方式が望ましい」と発言している。平大臣が述べたオプトイン方式とは、(一)「生成AI」の「学習段階」の許諾を指すのか、(二)「生成・出力段階」の利用制御を指すのか、(三)あるいはその両方を指し得るものか、政府の認識を明確にさせたい。
- 二 政府が今後、公文書においてオプトインと使用する際、オプトイン方式とは、(一)「生成AI」の「学習段階」の許諾を指すのか、(二)「生成・出力段階」の利用制御を指すのか、(三)あるいはその

はその両方を指し得るものか、政府の認識を明確にされたい。  
右質問する。

内閣衆質二一九第一一八号  
令和七年十二月十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出SORA2と著作権法第三十条の四に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出SORA2と著作権法第三十条の四に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「生成AI」の「学習段階」の許諾及び「生成・出力段階」の利用制御の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、平デジタル大臣(当時)が令和七年十月十二日のテレビ番組出演において述べた「オプトイン方式」については、権利者の事前の許諾を得る方式との意味で用いられたものと認識している。

また、政府として、今後、「オプトイン方式」についていかなる意味で使用するかについては、個別具体的な場面に即して判断されるものであるため、一概にお答えすることは困難である。

昨十六日は、会議を開くに至らなかった。



# 官報

号外  
国会会議録

令和七年十二月十七日

## ○第二百十九回国 衆議院會議録 第九号(一)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 十六件

内

予算 二件 両院可決

法律案 十件 成立

決算その他 四件

内

閉会中審査 三件

未了 一件

議員提出議案 二十一件

内

法律案 十九件

成立 四件

本院閉会中審査 十五件

規則案 二件 可決

重要動議 六件 可決

衆議院議員提出法律案(本院予備審査) 七件 参議院未了

本院において前国会から継続した議案等 七十

三件

令和七年十二月十七日 衆議院會議録第九号(一)

内閣提出法律案 一件 成立

国会の承諾を求めるの件 三件 本院閉会中審査

決算その他 七件

内

委員長の報告のとおり議決 四件

閉会中審査 三件

議員提出法律案 六十一件

内

成立 一件

本院閉会中審査 五十八件

本院未了 二件

規則案 一件 閉会中審査

請願 八百四件(八百四通)

内

採択、内閣送付 七十三件(七十三通)

未了 七百三十一件(七百三十一通)

質問 二百五件

国家公務員等の任命について同意を求めるの

件 十件 同意

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

### ○議長報告

(議決通知)

一、今十七日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、我が国の総合的な安全保障の確保を図る

ための土地等の取得、利用及び管理の規制

に関する施策の推進に関する法律案(前原

誠司君外五名提出、第二百十六回国会衆法

第二四号)

二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案

(田中健君外一名提出、第二百十七回国会

衆法第三一号)

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案

(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国

会衆法第四三号)

四、国家公務員の労働関係に関する法律案

(大島敦君外十七名提出、第二百十七回国

会衆法第四四号)

五、公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提

出、第二百十七回国会衆法第四五号)

六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国

境離島地域に係る地域社会の維持に関する

特別措置法の一部を改正する法律案(山田

勝彦君外九名提出、第二百十七回国会衆法

第六〇号)

七、インテリジェンスに係る態勢の整備の推

進に関する法律案(橋本幹彦君外一名提

出、衆法第六号)

八、盗難自動車等の処分の防止に関する法律

案(田中健君外一名提出、衆法第一六号)

九、内閣の重要政策に関する件

一〇、公務員の制度及び給与並びに行政機構

に関する件

一一、栄典及び公式制度に関する件

一二、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る件

一三、国民生活の安定及び向上に関する件

一四、警察に関する件

総務委員会

一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する

法律案(青柳仁士君外一名提出、第二十

七回国会衆法第一二号)

二、地方税法の一部を改正する法律案(吉川

元君外六名提出、第二百十七回国会衆法第

二七号)

三、地方公務員法等の一部を改正する法律案

(大島敦君外十五名提出、第二百十七回国

会衆法第四六号)

四、地方公務員の労働関係に関する法律案

(大島敦君外十五名提出、第二百十七回国

会衆法第四七号)

五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案

(山口俊二君外四名提出、第二百十七回国

会衆法第五八号)

六、自動車税及び軽自動車税の環境性能割並

びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税

率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律

案(向山好一君外一名提出、衆法第三三号)

七、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

八、地方自治及び地方税財政に関する件

九、情報通信及び電波に関する件

一〇、郵政事業に関する件

一一、消防に関する件

法務委員会

一、民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出、第二十七回国会衆法第二九号)

二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名提出、第二十七回国会衆法第三〇号)

三、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出、第二十七回国会衆法第三二号)

四、民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名提出、第二十七回国会衆法第三五号)

五、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十八名提出、第二十七回国会衆法第六一号)

六、民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出、第二十七回国会衆法第六四号)

七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、第二十七回国会衆法第六五号)

八、刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(酒井なつみ君外九名提出、衆法第二二号)

九、裁判所の司法行政に関する件

一〇、法務行政及び検察行政に関する件

一一、国内治安に関する件

一二、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

財務金融委員会

一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二十六回国会衆法第一号)

二、財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、第二十六回国会衆法第一七号)

三、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、第二十七回国会衆法第二三三号)

四、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出、第二十七回国会衆法第二五五号)

五、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出、第二十七回国会衆法第五二号)

六、飲食料品に係る消費税の税率を引き下げ等とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案(吉田はるみ君外四名提出、衆法第一号)

七、自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第四号)

八、財政に関する件

九、税制に関する件

一〇、関税に関する件

一一、外国為替に関する件

一二、国有財産に関する件

一三、たばこ事業及び塩事業に関する件

一四、印刷事業に関する件

一五、造幣事業に関する件

一六、金融に関する件

一七、証券取引に関する件

文部科学委員会

一、学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、第二十六回国会衆法第二五五号)

二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、第二十七回国会衆法第六号)

三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、第二十七回国会衆法第七号)

四、障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外一名提出、衆法第一七号)

五、文部科学行政の基本施策に関する件

六、生涯学習に関する件

七、学校教育に関する件

八、科学技術及び學術の振興に関する件

九、科学技術の研究開発に関する件

一〇、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会

一、就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外五名提出、第二十五回国会衆法第二二号)

二、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、第二十六回国会衆法第一九号)

三、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外九名提出、第二十六回国会衆法第二三三号)

四、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(中島克仁君外十二名提出、第二十七回国会衆法第一号)

五、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(井坂信彦君外十二名提出、第二十七回国会衆法第二二号)

六、健康保険法等の一部を改正する法律案(中島克仁君外十名提出、第二十七回国会衆法第八号)

<p>七、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外十名提出、衆法第九号)</p> <p>八、厚生労働関係の基本施策に関する件</p> <p>九、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件</p> <p>一〇、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件</p> <p>農林水産委員会</p> <p>一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出、第二百十七回国会衆法第三八号)</p> <p>二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出、第二百十七回国会衆法第三九号)</p> <p>三、農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名提出、第二百十七回国会衆法第四〇号)</p> <p>四、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名提出、第二百十七回国会衆法第四一号)</p> <p>五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出、第二百十七回国会衆法第四二号)</p>	<p>六、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百十七回国会衆法第六二七号)</p> <p>七、農林水産関係の基本施策に関する件</p> <p>八、食料の安定供給に関する件</p> <p>九、農林水産業の発展に関する件</p> <p>一〇、農林漁業者の福祉に関する件</p> <p>一一、農山漁村の振興に関する件</p> <p>経済産業委員会</p> <p>一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用に対して再生可能エネルギーに電気に係る賦課金の請求が行われないうようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、第二百十六回国会衆法第五号)</p> <p>二、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(階猛君外六名提出、第二百十七回国会衆法第一一号)</p> <p>三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十八名提出、第二百十七回国会衆法第五四号)</p> <p>四、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(米山隆一君外七名提出、衆法第一八号)</p> <p>五、経済産業の基本施策に関する件</p> <p>六、資源エネルギーに関する件</p>	<p>七、特許に関する件</p> <p>八、中小企業に関する件</p> <p>九、私的独占の禁止及び公正取引に関する件</p> <p>一〇、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件</p> <p>国土交通委員会</p> <p>一、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁土君外二名提出、第二百十七回国会衆法第二四号)</p> <p>二、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出、第二百十七回国会衆法第六三三号)</p> <p>三、国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案(黒岩宇洋君外八名提出、衆法第七号)</p> <p>四、非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(鳩山紀一郎君外一名提出、衆法第一三三号)</p> <p>五、運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(橋慶一郎君外八名提出、衆法第一九号)</p> <p>六、国土交通行政の基本施策に関する件</p> <p>七、国土計画、土地及び水資源に関する件</p> <p>八、都市計画、建築及び地域整備に関する件</p> <p>九、河川、道路、港湾及び住宅に関する件</p> <p>一〇、陸運、海運、航空及び観光に関する件</p> <p>一一、北海道開発に関する件</p> <p>一二、気象及び海上保安に関する件</p>	<p>環境委員会</p> <p>一、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名提出、第二百十七回国会衆法第六六号)</p> <p>二、環境の基本施策に関する件</p> <p>三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件</p> <p>四、循環型社会の形成に関する件</p> <p>五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件</p> <p>六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件</p> <p>七、原子力の規制に関する件</p> <p>八、公害紛争の処理に関する件</p> <p>安全保障委員会</p> <p>一、国の安全保障に関する件</p> <p>予算委員会</p> <p>一、予算の実施状況に関する件</p> <p>決算行政監視委員会</p> <p>一、令和五年度一般会計歳入歳出決算</p> <p>二、令和五年度特別会計歳入歳出決算</p> <p>三、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書</p> <p>書</p> <p>一、令和五年度政府関係機関決算書</p> <p>二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書</p> <p>三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>
--	---	--	---

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(二)

議長長の報告

<p>一五、行政監視に関する件</p> <p>一四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件</p> <p>一三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件</p> <p>一二、政府関係機関の経理に関する件</p> <p>一一、国有財産の増減及び現況に関する件</p> <p>一〇、歳入歳出の実況に関する件</p> <p>九、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めめるの件)(第二百十七回国会、内閣提出)</p> <p>八、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めめるの件)(第二百十七回国会、内閣提出)</p> <p>七、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めめるの件)(第二百十七回国会、内閣提出)</p> <p>六、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書</p> <p>五、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書</p> <p>四、令和六年度一般会計歳入歳出決算 令和六年度特別会計歳入歳出決算 令和六年度国税収納金整理資金受払計算書</p>	<p>議長運営委員会</p> <p>一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出、第二百十七回国会衆法第五一号)</p> <p>二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二百十七回国会衆法第五九号)</p> <p>三、衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、第二百十七回国会衆規第二号)</p> <p>四、国会法等改正に関する件</p> <p>五、議長よりの諮問事項</p> <p>六、その他議院運営委員会の所管に属する事項</p> <p>災害対策特別委員会</p> <p>一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二号)</p> <p>二、災害・防災に関する総合的な対策に関する件</p> <p>政治改革に関する特別委員会</p> <p>一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外八名提出、第二百十六回国会衆法第九号)</p> <p>二、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名提出、第二百十六回国会衆法第一二号)</p> <p>三、政治資金規正法等の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三号)</p>	<p>四、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名提出、第二百十七回国会衆法第四号)</p> <p>五、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名提出、第二百十七回国会衆法第五号)</p> <p>六、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名提出、第二百十七回国会衆法第二二号)</p> <p>七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、第二百十七回国会衆法第五〇号)</p> <p>八、政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出、第二百十七回国会衆法第五五号)</p> <p>九、政治資金規正法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出、衆法第二号)</p> <p>一〇、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外八名提出、衆法第八号)</p> <p>一一、政治改革に関する件</p> <p>沖縄及び北方問題に関する特別委員会</p> <p>一、沖縄及び北方問題に関する件</p> <p>北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会</p> <p>一、北朝鮮による拉致問題等に関する件</p> <p>消費者問題に関する特別委員会</p> <p>一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件</p>	<p>東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会</p> <p>一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件</p> <p>地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会</p> <p>一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出、第二百十七回国会衆法第二二号)</p> <p>二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十一名提出、第二百十七回国会衆法第五六号)</p> <p>三、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十二名提出、第二百十七回国会衆法第五七号)</p> <p>四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件</p> <p>一、今十七日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。</p> <p>政治改革に関する特別委員会 衆議院議員の定数削減等に関する法律案(加藤勝信君外九名提出、衆法第一一号) <b>(委員推薦通知)</b></p> <p>一、今十七日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。</p> <p>橘 慶一郎君 島尻安伊子君 奥野総一郎君 井上 英孝君</p>
---	---	---	---

(通知書受領)

一、今十七日、関口参議院議長から額賀議長宛て、参議院は閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査  
総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文部科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査  
厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査  
国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書

二、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査  
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策及び東日本大震災復興特別委員会

一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査  
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会

一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関する調査  
政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会

一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会

一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関する総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会

一、こども・子育て・若者活躍に関する総合的な対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査  
国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査  
資源エネルギー・持続可能な社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能な社会に関する調査

一、今十七日、伊藤参議院事務総長から築山事務総長宛て、参議院は事務総長に伊藤文靖君を選挙した旨の通知書を受領した。

令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問主意書(神津たけし君提出)及び答弁書

米国関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問主意書(神津たけし君提出)及び答弁書

国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問主意書(福田玄君提出)及び答弁書

医薬品安定供給と医薬品製造にかかる専門人材育成に関する質問主意書(福田玄君提出)及び答弁書

未成年の犯罪被害防止に関する質問主意書(藤原規真君提出)及び答弁書

NHKのサステナビリティについての取組に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)及び答弁書

国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問主意書(竹上裕子君提出)及び答弁書

令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその後の対応に関する質問主意書(福田玄君提出)及び答弁書

病床数に係る制度の事実確認に関する質問主意書(橋本幹彦君提出)及び答弁書

更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問主意書(佐々木ナオミ君提出)及び答弁書

生成AIを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問主意書(八幡愛君提出)及び答弁書

PFA S(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する再質問主意書(宮川伸君提出)及び答弁書

書

日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問主意書(有田芳生君提出)及び答弁書

補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)及び答弁書

ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問主意書(鈴木庸介君提出)及び答弁書

刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問主意書(藤原規真君提出)及び答弁書

円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問主意書(杉村慎治君提出)及び答弁書

女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問主意書(水沼秀幸君提出)及び答弁書

タクシーの運賃改定に関する質問主意書(堀川あきこ君提出)及び答弁書

文化庁が「アリエーター」や権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問主意書(八幡愛君提出)及び答弁書

使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問主意書(佐原若子君提出)及び答弁書

六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問主意書(佐原若子君提出)及び答弁書

「責任ある積極財政」に関する質問主意書(江田憲司君提出)及び答弁書

沖縄の自主性の尊重及び自立的発展と沖縄振興予算等現行の沖縄振興策の諸制度に関する質問主意書(屋良朝博君提出)及び答弁書

八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問主意書(屋良朝博君提出)及び答弁書

所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問主意書(屋良朝博君提出)及び答弁書

最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問主意書(屋良朝博君提出)及び答弁書

ウオーターPPP等の推進における問題点に関する質問主意書(上村英明君提出)及び答弁書

永住者の在留資格の取消し等に関する質問主意書(上村英明君提出)及び答弁書

「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問主意書(上村英明君提出)及び答弁書

陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問主意書(阪口直人君提出)及び答弁書

地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問主意書(青山大人君提出)及び答弁書

教科書検定基準にある近隣諸国条項削除に関する質問主意書(竹上裕子君提出)及び答弁書

デジタル行政に関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

KEYSTONE 3 時代の金融インフラに関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問主意書(中谷一馬君提出)及び答弁書

北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

中国への渡航危険情報の見直しに関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

成年後見制度における後見人の報酬決定の透明性の確保と財産権の保護に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

「お米券」に関する質問主意書(河村たかし君提出)及び答弁書

国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問主意書(河村たかし君提出)及び答弁書

胎児と母体との関係に関する質問主意書(岡本充功君提出)及び答弁書

パレスチナ国家承認問題に関する質問主意書(阪口直人君提出)及び答弁書

科学技術関係予算に関する質問主意書(杉村慎治君提出)及び答弁書

香害及び化学物質過敏症対策に関する質問主意書(阪口直人君提出)及び答弁書

中央社会保険医療協議会における処方箋料にかける議論に関する質問主意書(福田玄君提出)及び答弁書

中央社会保険医療協議会薬師専門部会における安川健司会長の見解に関する質問主意書(福田玄君提出)及び答弁書

古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問主意書(八幡愛君提出)及び答弁書

科学技術分野における国際協力に関する質問主意書(杉村慎治君提出)及び答弁書

柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問主意書(宮川伸君提出)及び答弁書

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適切な文書管理案件に関する質問主意書(宮川伸君提出)及び答弁書

古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問主意書(たがや亮君提出)及び答弁書

学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問主意書(竹上裕子君提出)及び答弁書

新型コロナウイルスの安全性に関する質問主意書(大石あきこ君提出)及び答弁書

いわゆる電動キックボードの安全に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

テラーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

公道力一トの集団走行に関する質問主意書(松原仁君提出)及び答弁書

高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問主意書(江田憲司君提出)及び答弁書

超大企業への不公平な優遇税制に関する質問主意書(江田憲司君提出)及び答弁書

外貨準備の為替差益(含み益)の国民への還元に関する質問主意書(江田憲司君提出)及び答弁書

日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問主意書(江田憲司君提出)及び答弁書

いわゆる「二億円の壁」に関する質問主意書(江田憲司君提出)及び答弁書

海洋の科学的調査等に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)及び答弁書

いわゆる年収の壁に関する質問主意書(櫻井周君提出)及び答弁書

財政余力に関する質問主意書(櫻井周君提出)及び答弁書

物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問主意書(松尾明弘君提出)及び答弁書

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問主意書(榎渕万里君提出)及び答弁書

旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問主意書(田村貴昭君提出)及び答弁書

年間最大八千億円超の残薬に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書

持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問主意書(緑川貴士君提出)及び答弁書

出産費用の自己負担無償化に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)及び答弁書

専門的支援が必要な障害児等(医療的ケア児者)への支援に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)及び答弁書

アピアランスケアにかかる支援に関する質問主意書(酒井なつみ君提出)及び答弁書

ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)及び答弁書

善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)及び答弁書

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書(五十嵐えり君提出)及び答弁書

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問主意書(橋本幹彦君提出)及び答弁書

中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問主意書(津村啓介君提出)及び答弁書

(会議録追録に掲載)

令和七年十二月十七日 衆議院会議録第九号(二)

